

環境社会配慮助言委員会

第 1 1 回 全体会合

日時 平成23年4月1日（金） 15：00～17：59

場所 JICA研究所 2階 大会議室

（独）国際協力機構

午後 3時00分開会

○村山委員長 それでは時間になりましたので、第11回の助言委員会全体会合を始めさせていただきます。

この間 皆様お忙しかったと思いますが、今日はかなりお集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、異動があったということですので、簡単にご紹介いただければと思います。

○河添課長 事務局でございます。4月1日付けで審査部の中でも人事異動があり、次長のポストが代わりましたので、ご紹介させていただく次第です。

○西野室長 本日付けで、経済基盤開発部に新設された、ジェンダー平等・貧困削減推進室に異動になりました。皆様には、9ヶ月という短い期間でしたが、大変お世話になり、ありがとうございました。これからはまた違った切り口でJICAの事業をより良くしていくために尽力したいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

後任の升本です。

○升本次長 升本です。本日付けで審査部次長を拝命いたしました。ここへ来る前は気候変動対策をやっておりました。引き続きよろしくお願いします。

○河添課長 あともう1つ、審査部の中に環境社会配慮支援ユニットを設けることにしました。2名の方にこれから支援ユニットのメンバーとして加わっていただくことになっています。

まず紹介させていただきます。上出さんと小林さんです。お二方が支援ユニットということで着任されます。主な業務でございますけれども、今までは案件の担当、審査部の担当からいろいろなメールが届いていたかと思いますが、これからはこのお二方が中心になってとりまとめを行っていくことになります。いろいろな資料のお渡しと、あるいは、JICA側から資料の提供とかさせていただく際の窓口になっていただきます。

○上出 よろしくをお願いします。

○小林 よろしくをお願いします。

○河添課長 以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、案件概要説明ですが、今日は4件ということですね。それぞれ順番にご説明をお願いいたします。

○山本 経済基盤開発部です。案件概要説明ということで、インドネシア国ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業準備調査ということで案件の概要の説明をさせていただきます。

ご存知のとおり、インドネシアにおきましてはジャカルタ首都圏におきまして急激な人口の増加及びGDPの増進に伴いまして、道路交通量が急増しております。この傾向は大分長い時間、10年以上続いている傾向なんですけれども、それに伴いまして既存の交通インフラがかなり飽和してきております。渋滞が起こっておりますので、それについて交差点を改良する事業というのが従前から行われてきておるんですけれども、継続して優先度の高い事業として選定されておりまして、今回もそのための登録準備調査を行うということで。

ジャカルタのみならず、インドネシア国第4の都市としてのメダンという都市がスマトラにあるんですけれども、ここについてもベースを実施して優先度の高いプロジェクトを選定していきたいというふうに考えています。

概要としましては、インドネシア国における実施機関から14箇所、ジャカルタ、メダン含めて14箇所の交差点について改良事業を行いたいということで、円借款の候補としての要請がありまして、調査を発注し、現地再度調査及び民間企業あるいは政府関係者等のヒアリングを経て、さらに要請から4箇所が追加され、18箇所の中から本年度の審査対象となり得る場所として10箇所に絞り込んで、さらに詳細な設計のほうを行っていかうとしているところでございます。

カテゴリにつきましては、交差点にかなり大きな構造物をつくるということで、Aという形にしております。

具体的な箇所についてなんですけれども、これがジャカルタの地図になるんですが、青い点が今回の調査対象箇所となっております。主に交差点で、道路と道路の交差であるとか、鉄道と道路の交差であるといったところを優先として要請があがっている状況です。

概況をちょっと、写真だけではわかりにくいとは思いますが、こういった形で交差点、立体交差のところの拡幅であるとか、交差点の立体交差化等を対象にしています。

スマトラのほうのメダンですけれども、そちらのほうは箇所数少なくても3箇所なんですけど、人口が大分200万人を超えるような大都市になってきまして、交通量もそれに伴ってふえてきますので、そういったところで非常に効果が高いポイントというのも選定されているところで。

ご覧いただきました18箇所に対して、ジャカルタ、インドネシア国におけるマスタープラン及びJICA調査における交通量の需要予測等を勘案して、また住民移転等、プロジェクトとして難易度の低いもの、実施した段階で影響の少ないものを優先して選ぶということで、この表の一番右側に●がついていますけれども、こういったところは現在協議中なんですけど、10箇所が

ほぼ選定が終わっているということで、これからそれぞれについて精査をしていくという状況になっています。

現在調査団は現地で調査中なんですけれども、そのすぐインテリムレポートということで10箇所の選定の経緯、協議の経緯等をJICA側に説明していただくという機会がございまして、スコーピング案についても4月25日を予定していますワーキンググループに向けて現在作成中という段階でございます。

調査につきましては、4月中旬、下旬以降再度現地に入りまして、10箇所に対してEIA作成支援、基本設計、フォストテックさんと円借款に必要な資料の作成をする予定になっております。ドラフトファイナルレポートは4月末、その後修正を経て9月には調査が終わるというような工程になっております。

案件概要のご説明としては以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

○石田委員 すみません、交差点って全然わからないので、どんなことをするか概要を教えてくださいませんか。どんな工事をするのか。

○山本 例えば平面で、つまり同じ高さで道路が交差していますと、ここに信号を設置しなければならないということになりまして、そこで赤信号であれば止まれになる。そうすると、ここで渋滞が発生していったら、それが完全に抜けきらないまま、また赤信号になる。そうすると、そこで渋滞がどんどん伸びていくわけなんですけれども。それを上に橋をどちらか交差しているのを架けることで信号がなくなってどんどんと車が通れるようになると。その橋であるとか、下に地下に通すというようなこともできるんですけれども、どちらか。環境上は下に通したほうが、音であるとか排気ガスの拡散であるとかそういったところで優位でありますので、インドネシア側からも地下道を通すように、それを優先するようと言われておりますけれども、現地の状況を考えてよりよい方向でというふうに考えています。

○石田委員 わかりました。要するに環七とか環八で交差しているイメージですね。

○山本 そうですね、大きいものがあるかと。

○石田委員 そうすると、スマンギなんていうのはもう既に交差していますけれども、かなりでかくて、そういうのはどうするんですか。

○山本 スマンギにつきましては、現在交差はしているんですけれども、いろいろな方向に車がランプを通っていったるもので、ここでの車線変更であるとか、それぞれに太さ、幅の違う

道路が入り組んでいますので、そこでちょっとした渋滞が起きますとそれが伝播していつてしまふんですね。それを回避するためにちょっと太らせて道路を太らせようとか、あるいは1つぐるっと1つの方向に行く方向に橋を架けてあげて、全体の交通の容量をふやすことでよりスムーズに通らせるようにというような方法が考えられています。

○石田委員 わかりました。

あともう1点教えてください。MRTの敷設が進んでいますけれども、例えばMRTの敷設の仕方とか、MRTの駅とそういう交差点の関係というのは何か整合性をもってやられているんですか。それとも別々に計画なされているんですか、それとも全く関係ないんでしょうか。

○山本 インドネシアの国策としては、鉄道の整備というのがかなり最優先をされておりまして、道路と交差する場合ですと鉄道を優先するような形で計画するようにという指示は出ていますので、その点は鉄道の計画を確認した上で道路のほうに具体的な計画をしていくというような流れになっています。

○石田委員 ありがとうございます。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

○岡山委員 今現在は比較的信号よりはラウンダーバードが多くて、あるところ、ここからここに行くときにはラウンダーバードを通りながらこういうふうに非常に迂回をしなくてはいけない、ルートが非常に複雑に、皆さんラウンダーバードをよくくるくると回られるような形になっていると思うんですが。それが交差点を立体交差できるようになった場合に、すべて今はぐるぐる回しているところの動線がすごく変わるんじゃないかなと思うんです。すみません、交通のそういう動線の計算って全然専門外でわからないんですが、そういうことをきちんと調査された上で、恐らく今はA地点からB地点に行くに当たってこんなルートで車がこう行っったときにまた新しい今度は渋滞が発生するんじゃないかとか。多分割と複雑な話になるんじゃないかなというふうに推測するんですが。大丈夫なんでしょうか。

○山本 それにつきましては、ラウンダーバードの代表例がスマンギになるかとは思いますが、スマンギにおきましてはさまざまあるオプションに対して交通量のモデルを作成いたしまして、動的な解析を行った後にどの方法が最適であるとかというようなことを確認して詳細な設計に移ろうとしておりまして、その点に対応は考えて。

○松行委員 大規模な非自発的住民移転200人以上とありますが、フライオーバーとかアンダーパスですとそれほど住民移転ってないのかなというふうに思うんですが。この200人以上というのはどういった事業で出てくるものなんでしょうか。

○山本 フライオーバーであれアンダーパスであれ、下を通せば信号がなくなるであるとかそういう効果は見込めるんですけれども、どうしても交差点としてちょっと膨らませないと例えば工事ができませんであるとか、大きなコンクリートの壁をつくることができませんというようなことになってくると、現状交差点で見えますとかなり人家が張り付いているところもありまして、そうしたちょっとした幅の変更で影響が出るところがあると思います。そういった形で数字が出てきているというふうに考えているんですけれども。ちょっと詳細、何がどういう影響で住民移転の数字がどういう形をしているかというのはまだ報告を受けておりませんので、スコーピング案の作成で助言いただくときにまたご説明をさせていただきたいと思います。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

○谷本委員 工事中の渋滞緩和、渋滞解消、どのように考えておられるんですか。

○山本 まず、工事をする際に考えられる方法としましては、迂回路を設定してこれを広報するという。あるいは夜間の工事を考えるということ。あともう1つは、周辺の道路、特にジャカルタ市内なんですけれども、周辺の道路もかなり大きな道路がありまして、隣接する交差点の改良をしなければならいんじゃないかなというようにところも現地を見て思うところはあったんですけれども。それにつきましてもそれぞれ構造物がどういったものが入るのか、あるいは方法がどういったものになるのかというふうにもものが決まっていく段階において、対策を考えるようにということはこの調査のコンポーネントには入っておりますので、現状それぞれの箇所での対策というのは申し上げられないんですけれども、そういった対応を考えて計画をしているような調査内容にはなっております。

○村山委員長 柳委員。

○柳委員 概要でご説明があった中に、実施機関からの要請とか、それからヒアリング結果からの特に高い事業効果、特に高い事業効果が見込まれるというのは具体的にはどういった内容の事業効果を指摘された上で。実施機関というのはタームじゃないですね。組織の話ですね。

○山本 すみません。

○柳委員 ちょっとその点を教えていただけますでしょうか。

○山本 こういった道路の交通における事業効果につきましては、交通量の需要予測を行った上で算出ができるのは渋滞の解消ですね、これは旅行時間の短縮ととってもいいと思いますけれども、そういったものがあります。また、こういった定量的なものから民間企業のほうにもヒアリングをしているんですけれども、それについては貨物が主にどういったところを通して

いるか。これまでどういったところで渋滞が起こって、どういう時間の差が生じて経営上損失を生じたかというようなところを中心にヒアリングをしております、そういう大きいここが確立されれば大分助かるというようなことがあれば、そこについても検討する形で反映しようというふうに考えます。

○柳委員 一般的に旅行時間の短縮については、例えば東京のアセスですと東京都の交通データをもとにした旅行時間の算定方式を使ったりするのですけれども、このインドネシアの場合はどこのデータを使われて具体的に計測されているのですか。

○山本 今調査をちょうど終わった段階ですので、それぞれデータがあるところとないところとありまして、どういったそれぞれ箇所でどういう数字を使っているかというのは今は言えないんですが。恐らく実際に走る、プローブというような形でとれるものもありますし、需要予測上、例えば渋滞がピーク時間においても全く解消されるのであれば、それは距離を速度で割るというようなことも考えられるので。ちょっと内容につきましてはどういった形で便益の部分を計算しているかというのは報告を受ける予定になっておりますので、そのときに説明をしたいと思います。

○村山委員長 武貞委員、どうぞ。

○武貞委員 1つだけ調査とか事業化の計画の段階でぜひ考慮していただきたい点があります。単にふえてくる交通量をスムーズに流すために道路を拡幅する、インフラを整えるというだけではなくて、恐らく大気汚染がこれ以上悪化しないように、もしくはそういったものを抑制するための政策であるとかそういった取組との整合性についても十分に今後の調査、計画の中で踏まえていく必要があるというふうに考えますので、その点だけコメントしておきます。

○村山委員長 調査の名称はジャカルタ首都圏になっているんですが、メダンも入るとなると、ちょっと位置づけが今ひとつしっくりこないんですけれども。同等に扱われるんですか、それともジャカルタが中心ということですか。

○山本 量的にも恐らく選定されるコンテキストについてもやはり交通量等が多いジャカルタ首都圏が中心になるであろうということでこういった件名になっておりまして、ちょっとわかりにくいところではあるんですけれども。メダンにつきましてもインドネシアにとっては非常に優先度が高いということで入っております、それはもう少し考えるべきだなというふうに思っておりますが、こういう題名になっております。

○村山委員長 ちょっとよくわかりませんが、調査の対象は両方同等に扱われているという理解でよろしいんですね。

○山本 はい。

○村山委員長 はい、わかりました。

では、よろしいでしょうか。

早瀬委員。

○早瀬委員 ちょっと今のお話でわからなくなってきたんですが、調査対象地点というのはこれからふえていく可能性があるということですか、この調査の枠組みの中で。

○山本 これからはもうふえないです。

○早瀬委員 これだけでやられる。

○山本 はい。

○早瀬委員 わかりました。

○村山委員長 よろしいですか。

では、概要説明についてはこのあたりで終わらせていただきます。

では、次の事業をご説明お願いいたします。

○山田課長 JICA民間連携室連携推進課長をしております山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、まずこのインドネシアの西ジャワ州廃棄物複合中間処理施設最終処分場・運営事業の準備調査ということでご説明差し上げます。本件につきましては、以前この全体会合でも新しい制度としてご紹介を差し上げました協力準備調査のPPPインフラ事業ということで、民間からのご提案を公募によって募りまして、PPPインフラの調査をご提案いただいた方に発注をしてやっていたというそういうスキームでございます。本件につきましてはこの制度既に走り始めておりまして、本件を含む、実は本日このインドネシアの件の後、ベトナムのロンタイン新国際空港建設事業、こちらと同じPPPインフラのフェーズ調査、同じスキームでやらせていただいているものです。それから、後ほどの3. の1)、2)、ベトナム、フィリピンの案件、こちらについても同じ公募型のスキームでやらせていただいております。

それでは、西ジャワ州の廃棄物の事業についてご説明をさせていただきます。

事業の背景でございますが、まず一番上のインドネシア国内の廃棄物の現状ということですが、オープンダンピングによる環境問題が全国的な課題となっておりまして、これに対応する形でインドネシア政府側が各自治体管理下の最終処分場のうち、オープンダンピングを行っている施設を5年以内に閉鎖するということを規定してございます。関連する法的な根拠といた

しましては、Act Regarding Waste Management No. 18というのが2008年に出されておりまして、これによって5年以内の閉鎖というのを規定しているということでございます。

実際このアクトの中で都市廃棄物についての政府関係機関、中央のレベル、ローカルのレベルいろいろございますけれども、そういった各主体の役割と権限、廃棄物処理施設の建設の促進、こういったものを規定してございます。

本事業の対象となる西ジャワ州の法律ですけれども、まず法律の前に現状どういうことになっているかと申しますと、州全体で1日当たり5,500 t程度の都市ごみがオープンダンピングの形で処理をされているというか出てきておるというところでございます。これに対する廃棄物管理に関する西ジャワ州政府規則の制定というのが実は去年ですけれども、Provincial Regulation No. 12というものをもってなされておるということです。

主なものとして、①の新規埋立場のSanitary Landfillということで、衛生的な埋立処理場の導入、それから中間処理施設の導入を規定している。それから3番目として、バンドン都市圏等の指定地域における最終処分場を保有するということを規定しております。

こういったレギュレーションのざっくりとした方向性を踏まえまして、本案件の提案がなされているということでございます。

③のPPPの活用というところですが、実際事業を実施していく上で中央政府及び地方政府ともに、特にこのご提案いただいている本事業の緊急性というところに対する認識が強いということございまして、政府側からは既に一部予算が割り振られているということですが、事業費が当然多額にのびりますので、すべてを政府負担で行うというよりは、民間資金を活用したパブリック、プライベートのパートナーシップ型の事業実施を強く望んでいるということでございます。

ご参考までに、廃棄物処理場の現状ということで、これは必ずしも本事業と直接関係する対象地の写真ということではございませんが、いずれにしてもインドネシア国内でオープンダンピングが問題になっているというところを少しご紹介する意味で写真を掲載させていただいております。こういったスカベンジャーと申しますかWaste Pickerというのがオープンダンピング処分場の周辺に違法に居住しておりまして、カロリーの高い廃棄物、プラスチック等ですね、こういったものを採取・販売することで生計を立てていらっしゃる方がおられるということでございます。

加えて、本案件の概要でございますが、目的といたしましては、先ほど申し上げたような背景を踏まえまして、西ジャワ州の州都でありますバンドン市を中心とするバンドン都市圏、そ

れからボゴール市・デポック市圏からの廃棄物。ここで本事業で申します廃棄物というのは家庭ごみ、それから事業廃棄物というもの、一般のごみを対象としたものでございますけれども、廃棄物を処理するために対象地としてはレゴックナンカ、それからナンボという事業地における複合中間処理施設、これを民間ベースでやる。それから、官ベースでは最終処分場を建設する、それから運営をしていくという事業を考えておりまして、そのためのフィージビリティ調査を行うということでございます。

アスタリスクのところを書いてあることですが、今回対象としますレゴックナンカ、ナンボという土地を選んだ理由でございまして、これは西ジャワ州の廃棄物最終処分場、幾つかございまして、その中で特にプライオリティが高いということ、それからEIA、用地取得といった実際の取組も進んでいるということで今回対象として選定したというふうに聞いております。

(2) の環境カテゴリですが、ガイドライン上は廃棄物処理・処分セクターに該当いたしますので、カテゴリAとさせていただきます。

本件調査の中ではこのようなことを調べたいというふうに思っておりますけれども。まず1つ目としましては、レゴックナンカ、ナンボという2地点における以下の施設に関するフィージビリティスタディを実施するという。民間ベースのコンポーネントになります複合中間処理施設、コンポストの施設ですとか、嫌気性消化施設、メタンガスの発電等々、こういったものをつくって。当然、発電した電気を売るとかそういったことで民間ベースで収益を得ていくというようなモデルを考えているという部分がまず1つ。それから、官の事業の部分として、最終処分場、それからアクセス道路、運搬施設とか運搬の機材などが必要になりますので、そういった資機材の調達ということも考えております。

それから、対象地域の自治体における広域廃棄物処理体制の導入ということで、ソフト面での必要な措置についても調査の対象としております。

それから、最後の点もソフト面ですけれども、西ジャワ州等政府関係機関の職員に対するPPPによる事業推進に関するキャパシティビルディングをしていきたいということでございます。

実際の事業地ですが、やや地図が見えにくいのですが、真ん中あたりに飛行機のマークがついているのがバンドンでございまして。バンドンの東西にそれぞれナンボ、それからレゴックナンカというサイトが位置しているということでございまして。ナンボにつきましては、この地図ですとナンボという矢印が伸びている先の左上のほうがジャカルタになりますけれども、その

下がボゴールになります。この辺からボゴール、デボック市圏あたりの廃棄物を扱うのがこのナンボのサイトということで、キャパシティとしましては1日当たり1,200 t程度を想定しております。東側のレゴックナンカにつきましては、バンゴンの都市圏の廃棄物を扱うということで、1日当たり1,000 t～1,500 tといったキャパシティを想定してございます。

ご参考までですが、サイト、大体こんなようなことを考えておりまして、最終処分場としての埋立地、この図でいうと黄色いところですけども、この最終処分場の周りに中間処理施設を配置していくようなサイトになろうかということで。ナンボにつきましては40haほど、それから次がレゴックナンカのサイトは75haということで想定しております。

最後に調査のスケジュールでございますけれども、既に10月の終わりぐらいから国内作業を中心に着手しまして、一部現地調査も着手しているところでございます。

調査全体としましては今年の7月、8月といったところでドラフトファイナル、ファイナルという段階に進んでいきたいなということでございまして。本日の全体会合の後、5月にワーキンググループでそこを図面の内容をご議論いただいた後、7月にもう1回、こちらは最終報告書案について計画予定であります。こんなスケジュールで進めていきたいなと考えております。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問お願いいたします。

岡山委員。

○岡山委員 バンドウのほうなんです、これはレイジャジャが崩落した後で入っていた話かなと思うんですけども。サリムクティが多分今年で閉鎖になるので、それで新しい処分場建設という話ですよね。これたしか焼却工場をつくるというように聞いているんですが、その中間処理施設の建設というのは含まれてないのでしょうか。

○山田課長 おっしゃっていただいた経緯の部分は、サリムクティが閉鎖されてこちらに置き換わっているというところはそういうストーリーだというふうに理解しております。焼却の部分がどうなるのかといったところは、すみません、必ずしも把握しておりません。

○岡山委員 実は多分この運び込まれる量で考えると、現時点の量と多分変わらないので、基本的には先ほどオープンダンピングはだめだという話でしたけれども、実際のところ何ら中間処理されない、今の状態では圧縮だけされて中継されて運ばれるという状態と余り変わらないのかなという数字に見えるんです。

中間処理入れる入れないは置いておいて、すみません、これはどう言っているのかわからないんですけども、多分レコッグあるいはジャカルタも同じなんですけれども、状態として8

割ぐらい生ごみという状態で運び込まれるところの前段階にできればヤードを置いていただいて、そこでスカベンジャーを使って、要はスカベンジャーが中で、オンサイトで分別をするのではなくて、搬入のところでできるようにするだけでもすごく減るというふうに試算をしているんです。そういう形の何か処分場内での簡易中間処理をできるような形で考えられるといいなと思うんですが。

基本的にはこれ、それでも多分ごみ質から考えたら、やはり今と同じようにどこかへ埋めるだけになりそうに見えるんですけども、いかがでしょうか。ランドヒルじゃないですね、多分。

○山田課長 ランドヒルは本当に最初の部分なんですけど、全体の対応、民ベースの投資を使ってやるというのが基本的な内容です。これまでのようなイメージでただ単にオープンダンピングの処分場を監督していきますというストーリーじゃなくて、中間処理をしっかりとしていきますというアイデアではございます。

○岡山委員 中間処理も含まれている。

○山田課長 この事業にですね。

○岡山委員 事業全体では入っている。

○山田課長 もちろんです、はい。

○岡山委員 その中間処理は焼却が入っているかどうかはちょっとわからないと。

○山田課長 当然入っていると思うんですね。そこで出てきたものを有価物として利用できるものは民ベースで売っていくというのが基本的なアイデアですので、焼却して出てきた熱等を利用するとか、そういったことをまさに民ベースのところにしていこうと。

○村山委員長 とりあえずいいですか。

○岡山委員 すみません、はい。

○村山委員長 他に。松下委員。

○松下委員 インドネシアの廃棄物処理の仕組みについてちょっと教えていただきたいんですが。今回のフィージビリティスタディでは複合中間処理施設を民間主体で実施可能、検討するということになっていますが。この場合、自治体がいわば都市ごみを集めて持ち込んで複合施設に中間処理をしてもらうということでしょうか。その場合、費用は自治体が払うと、そういう仕組みでしょうか。

○山田課長 ちょっとその辺の仕組みというか、特に真ん中の中間処理というところに民ベースの事業を組み込むということで、民間として採算のとれる事業にしていけないといけないと

ということです、どうやって採算性を担保する仕組みをつくっていくかという、まさにPPPの根幹の部分調べましょうということです。

想定されるストーリーとしましては、一定のベースのレベニューというものをサービスフィーという形で自治体から民が受け取る形で、定額受け取る、それプラス先ほど申し上げたような途中の処理で出てくる有価物を販売するところでプラスアルファの収益をいかに確保していくかというようなのも今回調査しましょうということです、そういったことがどの程度成り立つのかという調査を待ちながら、だれとどういうストラクチャーを組んでいくのかというあたりをさらに議論を深めていくということ。

○松下委員 はい、ではよろしくお願いします。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。満田委員。

○満田委員 調査スケジュールについて教えていただきたいんですが。既に環境・社会調査及び設計・積算調査が1月、2月とありまして、このスコーピング案というのはかなり後ろのほうに置いてあるように見えるんですね。5月にワーキンググループでスコーピング案をつくって、それからすぐにもインテリムレポートが出て、1カ月ぐらいてもドラフトファイナルレポートというようなところで。そのスコーピング案として議論をして、果たして調査にどの程度反映できるのかというところに少々疑問を感じたんですが、いかがでしょうか。

○山田課長 ありがとうございます。本件については実はEIAが存在しておって、既存の先方でやられているスタディの確認を今のところ中心にしております、そういったものを踏まえて今回助言委員会をやらせていただいて、そのご議論を踏まえてまたさらに現地調査を行っていくということでございます。ご指摘の点につきましては、十分これからでも対応できるような体制になっているかというふうに理解しております。

○満田委員 つまり、既存のEIAが存在しており、このF/Sの中でやることはその既存のEIAのレビューと追加調査であり、その既存のEIAのレビューに基づく追加調査の部分のスコーピングをこのワーキンググループで詰めると、そういう意味でしょうか。

○山田課長 そういうことです。

○満田委員 でも、その追加の調査の内容がわからなければ、本当に1カ月で終わるかどうかというのはやや不明かもしれませんね。これは単なるコメントで、ちょっとスケジュール的に厳しいんじゃないかという所感を持ったのでお伝えしたまでなんですが。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 2点あります。1つは、水質の件なんですけれども、下の地下水等の何かそういう

ようなものというのはどれぐらい考慮に入っているのかと。つまり、浸出液の処理施設の問題だけではなくて、地下水脈の関連の調査というのがどれぐらい行われる予定なのかということと。

あとは、今回は住民移転等はないと思うんですけども、逆にもうそこら辺に貧困層の人たちがどれぐらい住んでいるのか、逆にその移動に伴ういろいろな配慮というものがどれほど考えられているかというのをちょっといただければ。

○山田課長 ありがとうございます。1点目につきましては、事業スコープのところに最終処分場として浸出液の処理施設ということで書かせていただいております。そこから先、ご指摘いただいたようなところまで実際に地下水脈をどれぐらい調べられるかというところは、今回かなりある種 初期の段階の取組ということですので、必ずしも物理的に地下の水脈を詳細に調べてというところまではカバーできていないというふうに認識しております。

2点目のご指摘ですけども、2つサイトがございますけれども、2つとも居住している方はいらっしゃらないということで、最も近い住居でも1km程度離れたところにいると聞いております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ちょっとすみません。今のに関連して、南部のほうの用地はもう取得済みなんですか。

○山田課長 最終的なところまですべて進んでいるわけではないですが、一定程度進んでいるというふうに聞いております。

○村山委員長 それで記述がないということですね。レゴックナンカのほうは用地取得済みになっていますが、ナンボのほうはまだそこまでは最終的にはいっていないということですね。

では、ちょっと確認していただいている間に、二宮委員から。

○二宮委員 私も今の用地に関連することなんですが、ちょっとわからないので教えてください。今あるオープンダンピングのサイトにつくるんですか、それとも全く違う場所につくるのでしょうか。

○山田課長 全く新たな場所につくる。

○二宮委員 そうすると、今現状はここの場所は山林か何かですか。

○山田課長 現状は、ナンボのほうは森林省が所管しているナショナルフォレストリーカンパニーというところが持っている土地と聞いていまして、したがってフォレストリーですので恐らくそういった森林に近いようなイメージの土地かと思います。レゴックナンカのほうは情報

が少ないんですが、恐らく似たような状況かと思います。

○二宮委員 そうすると、そのサイトを活用するときのアセスメントを当然やられることになると思うんですが、山林があるところに廃棄物処理施設をつくることについての、周辺の住民の、日本なんかだと通常そういういわゆる迷惑施設のようなものをつくってほしくないという声はあるんだろうと思うので、その辺の周りの住民の皆さんとのコミュニケーションというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○山田課長 対象地には住民はいないということですが、近隣の住民に対する説明会は既に行われたと聞いておりまして、ただこれは調査の対象だと思うんですが、どのようにやられたか、どの程度の賛否のご意見が出たか、それを踏まえたさらなる対策はいかがというその辺になると、まだ情報を確保していく必要があると思います。

○二宮委員 ワーキンググループで検討するときには情報は提示していただけますか。

○山田課長 ええ、そのようにいたします。

○平山委員 対象となる廃棄物が市ないし市圏から出てくる家庭ごみと事業ごみというお話でしたが、この事業ごみの中に例えば重金属とか難分解性もしくは蓄積性のものを含んでいる恐れがあるのかどうか、工場の廃棄物ということになればそういうことが多いと思いますが、そういう恐れというのはない、したがって有機物だけと考えておいてよいといえるのかどうかということを教えていただきたいんですが。

○山田課長 そのあたりも調査の対象になると思いますので、慎重に調査をしていくことが肝要かと思います。今の段階であるないという、今回対象にしないとかということは申し上げられないと思います。

○平山委員 そうですか。先ほど地下水についての懸念がちょっと表明されましたけれども、今のような重金属問題などということになると大変なことになると思いますので。

○山田課長 はい。

○柳委員 平山委員と同じような意見なのですが、この2つの地域で日量での廃棄物が具体的に出ているわけですね、何と。その中身がわからないというお返事ですね、今の。だから、何ともコメントしようがなく。日本で行っている処理は安定型のものと管理型のものとあるわけですが、どっちでやろうとしているのかも、一般家庭からの廃棄物がほとんどだということになると、安定型の埋立をやるのかなというようなことになるわけですが、それから、近隣に排水を流せる場所があるのかどうか。これは沈殿池のようなプールを作って汚水処理しても、それを最終的にどこかに排水するわけですから、そういった河川があ

るのかどうかというような現状把握がちゃんとできているのかどうかというようなこともちょっと気になりました。

○山田課長 レゴックナンカのほうは河川が5km程度離れた場所にあるということなので、最終的に処理した水を河川に戻していくようなルートというかこういったあたりについてもよく調査すると聞いております。

○松行委員 新規に廃棄施設を設けるといことなんですけれども、逆に今あるオープンダンピングの場所というのは幾つか閉鎖されるのでしょうか。

○山田課長 そうですね、先ほど岡山委員のほうからもありましたが、基本的には冒頭でご説明したような方向性でして、一番上から2つ目のポツのところで、基本的にはオープンダンピング、既存の施設というのは5年以内に閉鎖していくということです、そういったものをサニタリーランドフィルに置き換えていくということです。

○松行委員 その際に、これは国が閉鎖を決めているのでJICAがすべきなのかというのはちょっとわからないんですけれども、今このスカベンジャーとして生計を得ている人に対して何らかの配慮みたいなのはされるんですか。あと、どれぐらいそういったスカベンジャーの人がいるんですか。

○山田課長 そこも、スカベンジャーの方も含めた社会的な影響を意識しながら調査していくということにはしておりますけれども、ちょっと今回 限られたわりかし初期の段階の調査でもあって、そのあたりがどの程度取り上げられるかというのは、完全に詳細なものができるかというところまではできないかなと思っております。

○満田委員 この調査は既に、このバーチャートを見ると1月から始まっているように見えるんですね。ちょっと例えば住民協議なんかも情報がないようなお答えだったんですが、たしかJICAのガイドライン上も住民とのコンサルテーションはスコーピング段階で行わなければならないようなことになっていたと思いますが、それがされているのかどうかということと。

それから、先ほどEIAが存在しているということをおっしゃったんですが、それがちょっと違和感がありまして。F/Sを今実施中の案件でEIAがあるということもあると思うんですが、EIAは存在するのであれば、先ほど来いろいろな方々のご指摘の調査も普通はされているような気がしているんですが。そのEIAの調査の実施時期と、その承認時期は大体いつぐらいものかというのを教えていただきたいと思います。

○山田課長 EIAが作成されたのは昨年だというふうに聞いております。ごめんなさい、昨年ではなくて2009年に完了をしておると。承認の状況は、調査の中で確認しているところでした、

どの程度適切になされているかというのは調査を通して確認をしているところと聞いております。

○村山委員長 お話を聞くとまた質問が出てくるような気がしますが。ワーキングでまたご議論いただくことにして、どうしてもという方がいらっしゃれば。

○柳委員 今のEIAが完了しているという話を聞いて、我々がみんな質問していることは全部答えられる状況にあるということと普通は理解するのですけれども。それが全然答えられないというのは一体どういうEIAがされているのかなと疑問に思います。

○村山委員長 EIAのレベルはどうなんですか、プロジェクトでもうサイトが決まっている段階でされているのか、あるいは計画段階ということなんですかね。そのあたりはわからないですか。

○山田課長 EIAのレベルまでは・・・。

○村山委員長 そうですか。もしわかれば、ワーキングというよりは全体に情報提供をお願いしますか。

○山田課長 承知しました。

○村山委員長 では、時間が大分過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、概要説明は最後、3件目ですが、ベトナムの件ですね。よろしくお願いいたします。

○山田課長 では続きまして、ベトナムのロンタイン新国際空港建設事業PPP活用F/S調査についてご説明申し上げます。

まず、調査の背景ですけれども、ホーチミン市には我々が円借款を供与したタンソンニャット国際空港というのがございまして、ただそちらのタンソンニャット空港の処理能力が2015年から2020年までの間に限界を迎えるという予測がされておりました、我々が円借款を供与した当時に見込んでいた需要の伸びよりもさらに上回るようなペースで取扱いがされているということです、そういった需要の伸びに対応した新国際空港を建設しようということでございます。タンソンニャットの空港は人口密集地に囲まれておりました、周辺地域に与える航空機騒音問題が深刻化しているという、こういった事態に対応するためということでございます。

本計画につきましては、既にマスタープランの調査を2010年に完了しております、建設予定地としてドンナイ省のロンタイン地区が選ばれておるということでございます。マスタープランにつきましては首相の承認待ちということで、今月には承認されるのではないかという見通しを聞いております。

ベトナム政府がこちらの事業をPPPスキームで実施したいということでございまして、全体の事業費が40億ドル程度という非常に巨大な事業でございますので、これを公共事業だけでやるということは困難ですので、民間資金を活用したPPP事業としたいというのが事業の背景でございます。

申し上げたロンタイン地区というのがこちらの真ん中の灰色の部分でございますが、このあたり、ホーチミン市の東側約35kmの地点に位置しているということでございます。既存のタンソンニャット空港がこちらの飛行機のマークがついているこの位置でございます。

調査の概要でございますが、目的としましては、冒頭申し上げたように、これは提案公募型ということですので、本邦企業から提案をいただきまして、円借款及び海外投融資によるODA資金でのプロジェクト実施を想定しながら、PPPインフラ事業としての基本事業計画を策定するというところで、事業の妥当性・有効性・効率性を確認したいということでございます。

調査の内容ですけれども、社会条件調査、環境・自然条件調査、PPPスキーム適用の必要性の検討、官民の適切な役割分担の検討、設計条件の検討、事業実施体制の検討、環境影響評価、民間事業部分の財務分析、事業全体の経済・財務分析、PPPスキーム採用によるメリットの検討等々を行っていきたいということでございます。

基本的には申し上げたように、マスタープランは首相の承認待ちではございますけれども、実施済みでございますので、その方向性に従った調査を行っていきたいということでございます。

カテゴリ分類としましては、ガイドライン上の一般に影響を及ぼしやすいセクターということですので、Aということです。

対象予定地の状況ですが、写真をごらんいただいているとおりでして、事業の規模としては滑走路4,000m級2本と、敷地の面積は全体で5,000haということでございます。

現状はこういった写真にあるような状況ではございますが、大半はPhoto 3、真ん中のゴム園に通じる道路と書いてありますけれども、ゴム園が大半を占めていると聞いております。ただ、北東部、それから南西部に一部住居が存在しているということですので、住民移転が必要になってくると聞いております。

調査は先月開始ということですが、こちらにも実はEIAは実施されておりました、それをベースに環境面では調査が行われると理解しております。

調査全体は今年の10月あたりを目指して仕上げていく予定でして、その過程でスコーピング案、それからドラフトファイナルレポートに関するご助言をいただきたいと考えております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございました。それでは、ご質問お願いいたします。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 これは首相の承認待ちということなんですが、ベトナム側がやったF/Sがあるのかどうかということと。それから、住民移転の規模がどのぐらい見込まれるかということ。そして、ホーチミンへのアクセスのための新設道路などが建設されるような予定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○山田課長 F/Sは存在しません。マスタープランはサックというんですが、サウスエアポートコーポレーションというベトナム側の事業体が発注してつくったマスタープランと聞いております。

住民移転の規模は、明らかにまだなっておりません。

それから道路ですが、道路はアクセス道路、既存の先ほどごらんいただいたようなゴム園に通じる道路みたいなものはもちろんあるんですけども、これはアクセス道路というレベルのものでとやはりすぐ必要になってくるのかなということですね。

それから、幹線道路網も、この事業とは全く別の事業ですけども、2015年以降につくっていくようなイメージで幹線道路をつくっていく計画があるということで、その関連等は出てくるということです。

○平山委員 EIAは実施済みというお話だったんですが、その概要を、わかっている限りで説明していただきたいと思います。いつ、どのような項目について行われたのか。

○山田課長 EIAはマスタープランの一部として実施されたと聞いておりまして、去年実施されたということです。マスタープランの一部ということですので、EIA自体も首相の承認待ちのマスタープランの一部に含まれるというふうに理解しております。

それで、住民移転はEIAには入っておりませんで、実施主体がドンナイ省の人民委員会になりますものですから、こちらのほうは現状我々としては情報を持っていないということでございます。

○平山委員 どのような項目について行われたのかという点はどうでしょうか。

○山田課長 項目としましては、水門関係ですとか土壌、水質、騒音、振動、大気、生態系、生態系は水中、地中のというところを含みますけれども。そういったものが主な内容と。

○平山委員 具体的な項目としては何でしょうか。

○山田課長 具体的な項目は……

○平山委員 例えば大気。

○山田課長 例えば大気に関しましては、SO₂、NO₂、CO、そういったポリュータント関係です、それからダストコンセントレーションというんですかね、英語そのままですけれども、そんなものが調べられたりとか。

○平山委員 何箇所ぐらいでやられているのでしょうか。

○山田課長 すみません、手元の資料では何箇所というのは必ずしも明確になってございませんけれども、プロジェクトサイトに関して行われたということでございます。

○村山委員長 概要説明なので、余り詳しいお話伺えないかもしれませんが、ワーキングの際はぜひ情報提供をお願いしたいと思います。

○河添課長 今の項目、どういう項目が調べられたかということワーキンググループの中ではお話しするということですね。

○山田課長 我々もまだ、申し上げたように首相承認待ちのマスタープランに含まれる情報ということもあって、概要を内々に入手しているということにとどまっております、首相の承認を待つて情報をいち早く入手しまして、ワーキングではご紹介できるようにしたいと思います。

○平山委員 対象地域が非常に広いので、EIAの方法についても検討の必要があるのかなという気がしました。

○山田課長 承知しました。

○満田委員 今の議論にも関係することなんですが、F/Sがまだこれからで、マスタープランが終わった段階で、EIAが既にあるというところが腑に落ちなくて。つまり、例えば一番大事な代替案の検討とかそういうことはどのような検討が行われたのかということですとか。そして、F/Sがこれからだということは詳細な事業設計等はこれからであるはずなのに、既に、このEIAは一体どういうものを対象としたEIAが行われたということについてはワーキンググループのほうでもぜひ明らかにしていただきたいと。特に代替案についてはこのような大事業において、代替案が徹底的に検討される前に軽々に日本として支援を進めるのかということは大いに疑問があると思います。

それから、先ほどのアクセス道路の話も、アクセス道路の設計いかんによって非常にこれまた大きな環境・社会影響が生じるはずですので、これ何年もかかってやるようなたぐいのF/SやらEIAがむしろ必要とされるぐらいの大規模な事業なのではないかと考えております。ですから、スケジュールの設定ですとか調査の設定については十分慎重に留意検討される必要があ

るのかなという感想を持ちました。

○山田課長 ご指摘ありがとうございます。今回の調査は、調査概要のところでも書かせていただきましたけれども、設計条件の検討ということで、詳細な設計まではこのF/Sではとてもとてもカバーできないような大事業だと考えております。環境もそうですけれども、代替案の検討が行われたかどうか、向こう側でやったワークの内容をしっかりと確認して、我々のガイドラインに沿った形で事業が進むようなことをまさにアドバイスしていくということが我々が関与する意味でもあると思っておりますので、ご指摘の点を踏まえて対応させていただきたいと思います。

○石田委員 質問を2つばかり、簡単なこと。聞き漏らしたかもしれないので教えてください。まず、候補地になっている新空港のサイトはゴム園以外どんな生計を皆さんが立てているか、恐らく農業とか林業だと思うんですけども、どんなのがあるかということと。

もう1つは、TSNが処理能力の限界を超えつつあると、これは国内線の発着がふえているんですか、それとも国際線、それとも貨物とか。そのあたりを教えてください。その2点です。

○山田課長 ありがとうございます。1点目はおっしゃるとおり、農地が中心、大部分はもちろんゴム園ということでご紹介させていただいた写真のようなものですが、それ以外のところもこの写真のようなイメージの農地を中心とする土地だと理解しております。

○石田委員 ということは、ゴム園一色じゃなくて、小規模な農家なんかもあるということですね。

○山田課長 そうですね。

○石田委員 わかりました。

○山田課長 需要の伸びですが、やはり、両方とも伸びているんですけども、国際旅客の伸びが一番大きいかなということで。我々が持っている情報ですと、国際旅客が、2009年のデータですけども、580万人、国内が670万人、貨物については27万tの取扱量と聞いています。

○村山委員長 よろしいですか。

○石田委員 はい、ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、説明のほうはこれで終わりにしたいと思います。

では、今の3つを含めてスケジュールの確認をしていきたいと思います。

○河野課長 それでは、事務局のほうから確認させていただきます。お手元の議事案のペーパーの裏になりますけれども、日程表がついているかと思います。上から順番にいきますが、ま

ず確認の1番ですね、本日ご説明いたしましたジャカルタ首都圏の幹線道路改善事業のスキューピング案、このワーキンググループでございますけれども、当初予定されていたのは4名の方、長谷川先生、佐藤先生、松行先生、福田先生ということでございます。この4人の先生以外にご参加されたい方につきましては、できましたら今の時点で教えていただければというふうに思っております。

二宮先生と松下先生。はい。

○石田委員 すみません、私も。

○河野課長 石田先生。

○村山委員長 5月9日はないわけですね。

○河野課長 はい、4月22日と5月9日につきましては開催ないということでございますので、7月以降にこの委員の方々にはまた別途セットさせていただくという形にしたいと思っております。

○村山委員長 はい。その点も含めてご検討いただければと思いますが。今で6名ですか。

○河野課長 今7名です。

○村山委員長 7名。では、よろしいですか。

○河野課長 はい、それでは、この7名でお願いいたします。

続きまして、飛びますが、5月16日、確認2番ですね、フィリピンのメガマニラ高速道路建設事業のスキューピング案ですが、これは既にご説明しているものでございます。現状確定しています委員の先生は松行先生、日比先生、満田先生ということでございますが、この3名の先生以外にご希望の方につきましてはまたご挙手いただければと思います。

松下先生。石田先生。

○村山委員長 今で5名ですね。あとお一人お二人ぐらい。いらっしゃらなければ私も加わります。

○河野課長 では、お願いします。村山先生。

○村山委員長 他はよろしいですか。

原嶋委員。

○河野課長 それでは、7名の方でお願いいたします。

続きまして、確認3番、1個飛びますけれども、ベトナムの環境配慮型ユーティリティ運営事業、PPPの案件ですね、これの最終報告書案のワーキンググループでございますけれども、今確定しています先生が岡山先生と田中先生と高橋先生ということでございます。参考までに、

右のほうにスコーピング案のときの担当委員の先生方について記載しております。この今確定しています3名の先生方以外にご希望の方がいらっしゃればお願いいたします。

早瀬先生。谷本先生。二宮先生。

これで6名になりますけれども。

○村山委員長 他よろしいですか。

では。

○河野課長 それでは、6名で確定させていただきます。

続きまして、確認の4番でございますが、本日ご説明いたしましたベトナムのロンタイン新国際空港のPPP事業でございます。このスコーピング案でございますけれども、今確定しています先生が村山先生、佐藤先生、谷本先生、福田先生ということでございます。これにつきましてご希望の先生がいらっしゃいましたらお願いいたします。

石田先生と……

○村山委員長 柳委員。

他はよろしいでしょうか。

では、6名でよろしいですか。

○河野課長 はい。では、6名でさせていただきます。

続きまして、6月6日に全体会合が予定されていますが、この全体会合までにスケジュール上確定しなければならない案件が実は2件出てきておりまして、この調整をさせていただければと思っております。1件目が上から6番目になりますけれども、要調整①と書いてありますインドネシアの水力開発マスタープラン調査ですね、これのワーキンググループ、最終報告書案になりますけれども。右側のほうにスコーピング案の担当委員の先生方の名前が書いてあります。日にちですが、申しわけないのですが、5月18日水曜日でもしできましたらお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○村山委員長 この日でご参加可能な委員の方。

○石田委員 すみません、これどこの島でしたか。ごめんなさい。随分昔で。

水力発電マスタープラン、全島でしたっけ。ジャワ島ですか。全島。

○河野課長 全島です。失礼しました。

○村山委員長 7月21だから相当初期ですね。

○田中委員 可能は可能ですけれども。

○村山委員長 では、田中委員。

他はいかがでしょうか。

○武貞委員 前回というかスコーピング案のときに出てないのであれですが、日程的には参加可能です。

○村山委員長 武貞委員。

石田委員。

岡山委員。

今4名ですかね。

他はいかがでしょうか。

いらっしゃらなければ私も入りますが。

あとお一人お二人ぐらい。水曜日なのでなかなか厳しいですかね。

○柳委員 時間は決まっているのですか。

○村山委員長 時間はまだですね。何か時間は制限あるんですか。

○河野課長 いえ、まだ決めておりませんので、調整はしたいと思います。

○村山委員長 柳委員、時間が。

○柳委員 午前中だったら大丈夫です。

○村山委員長 午前中。他の委員の方々は。

○福田委員 私も。

○村山委員長 福田委員もよろしいですか。

あと、ご参加予定の方、午前中ならというお話がありますが。午前中、大丈夫ですか。

○田中委員 調整可能です。

○武貞委員 私は午前中はむしろだめ。

○村山委員長 だめですか。そうすると、ちょっと午前中は厳しいですか。では、午後開催で、6人。

○河野課長 そうですね、6名です。では、これをお願いいたします。

○村山委員長 では、それでやりますか。

○河野課長 続きまして、そのところから3つ下の要調整②と書いてあるところでございますけれども、本日ご説明いたしましたインドネシアの西ジャワ州廃棄物処理施設・最終処分場のスコーピング案ということでございます。これにつきましてもできましたら5月25日、水曜日なのですが、ご希望の先生についてお伺いできればと思います。

岡山先生。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

○早瀬委員 調整がつかないもわかりませんが。

○村山委員長 早瀬委員。

他はいかがでしょうか。

これは水曜日なのは何か理由があるんですか。

○河野課長 これは6月6日に全体会合に間に合うタイミングがギリギリこれぐらいかというところで、もし可能でありましたら、27日の金曜日でもいいかと思うのですが、その場合にはかなりタイトなスケジュールで確定しなくてはいけないものですから、それができれば27日でももちろんかまわないですけれども。

○村山委員長 他にいらっしゃればいいですけれども、スコーピングなので余り時間かからなかなという気もしますけれども。

○河野課長 では、27日の金曜日ということでしょうか。そうしますと。

○村山委員長 金曜日ですといかがでしょうか。

○河野課長 柳先生、早瀬先生、岡山先生、平山先生になりますが、他にご希望の先生はいらっしゃいますでしょうか。

○村山委員長 ただ、4名の先生方も確認をしていただいたほうが。

○河野課長 そうですね。

○村山委員長 大丈夫ですか。

○河野課長 では、武貞先生と佐藤先生。

○村山委員長 それで6名になりますか。

○河野課長 はい。では、27日の金曜日ということでよろしくお願いいたします。

○村山委員長 では、一通り決まったということでしょうか。

○田中委員 希望ですが、5月18日の水曜日ですが、時間がもし可能でしたら遅めの時間のほうがありがたいんですが。例えば3時からとか調整がつけばありがたいんですが、いかがでしょうか。ご都合のついている先生方いかがでしょうか。かまいませんか。石田先生とか武貞先生、岡山先生、村山先生。

○石田委員 何日でしたっけ。

○田中委員 5月18日です。

○石田委員 はい、私は大丈夫です。

○村山委員長 事務局のほう、よろしいですか。

○河野課長 ええ、我々は大丈夫です。

○村山委員長 では、5月18日は3時からということでお願いいたします。

他に何かご都合の点でお話があれば。

よろしいですか。

では、一通り決まりましたので、この方向でお願いをいたします。

ありがとうございました。

では、ちょっと時間がたちましたので、少し休憩を5分程度入れさせていただきます。

(休 憩)

○村山委員長 それでは、再開をさせていただきます。

次第では次に助言案の確定というのが入っていますが、委員のご予定の関係で、先にその他のほうに進めさせていただきたいと思います。その他については、今日の次第にありますように、ウガンダの水力開発マスタープランについてあげていただいています。これについては前回の全体会で一度議論をしておりますが、今日は追加で満田委員のほうから資料が出ていますので、これをご紹介いただいてから若干議論をしたいというふうに思います。

では、満田委員から紹介をお願いします。

○満田委員 お手元の資料の一番後ろから2枚目の資料になります。「ウガンダ水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト アヤゴ水力発電所フィージビリティ調査実施について」というペーパーです。

これについては前回の委員会で既に議論済みではあるんですが、私が欠席していて、ぜひ明確な形で意見を提出したいということでこういうペーパーを提出させていただきました。

経緯については皆さん既にご存じのことだと思いますのではしよりますが。このアヤゴ水力発電所のフィージビリティスタディに対してはガイドラインのいわゆる保護地域におけるプロジェクトの実施を禁止したガイドラインへの抵触及び生態系及び生物層ですね、重要な生息地に影響を与えるような大規模な転換を禁止したようなそういったガイドラインに抵触するという可能性があるということで慎重な検討を要するとされていたものです。

前回の委員会でJICAがそれに対する説明ペーパー、それが今私が説明しているペーパーの前のほうについているペーパーになりますが、JICAがペーパーを出されてこれに回答したというような経緯になっていたと思います。

JICAの説明ペーパーの中ではいろいろなポイントが書いてあるんですが、ざっくりまとめると、候補地がアヤゴ、そしてカルマ、イシンバ以外の候補地がないということ。そして、代替

案の比較検討によって事業の目的を達成するための手段及び場所が他にないということは示されたこと。しかしながら、本事業は野生生物の生息地に重大な影響を及ぼすか否かについて判断するためには、SEAのみでは不十分であることから、フィージビリティ調査の結果によって明らかにする必要があるということで、フィージビリティ調査の結果を踏まえて、本事業の実施の可否、是非について検討、確認するというようなことが書かれております。

これに対する意見として私が問題提起させていただきたいのは、このガイドラインの保護地域における事業実施のくだりですね、読み上げますと、事業が政府、法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されることを求めている、当該事業が野生生物の生息地に影響を及ぼすか否かを問うているわけではないわけです。ですから、このフィージビリティ調査において、この当該事業と国立公園の位置関係が変わるとか、フィージビリティ調査をわざわざやって当該事業が国立公園の中で実施されるか否かということはもう既に事実としてそういう事業なのでわかっているわけで、フィージビリティ調査によってこの事実が左右されるわけではない。つまり、このF/Sの実施以後に関してもこの部分については同じ疑問が残ってしまうことになるので、フィージビリティ調査によって野生生物の生息地に与える影響などをクリアにするというこのJICAの説明については、ガイドラインの整合性に関する説明にはなっていないと私は考えました。

よって、結論といたしましては、この事業の実施の是非、実施というか支援ですね、ウガンダ側が実施するについてはウガンダ側の判断があらうと思いますが、JICA側の支援の是非についてはフィージビリティ調査の結果をもって確認する、そうしたJICAの結論は私としては納得できるものではありませんでした。

という意見表明の意見をいただいたということです。

ありがとうございました。

○村山委員長 他に追加のご意見あれば先に出していただいてから。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 私も前回出席することができなかったので一言だけコメントさせていただきます。JICAのガイドライン上一定のプロジェクトについて典型的にそういうものには支援しないということが定められているという条項はほとんどなくて、この国立公園なり特に指定した地域の外で実施されなければならないという文言は比較的ガイドラインの中では珍しい文言だと思うんですね。そのような非常にカテゴリーカルにこういう事業はやりませんよというふうにガイドラインをつくった段階でJICAが宣言しているものについて、いや、それでもやる可能性がF/S

の結果あるんですよということであれば、そのF/Sの中で一体何を調べるつもりなのかということが相当明確にされなければならないだろうと思うんです。すなわち、F/Sでこれとこれとこれを検討し、どういう条件があればJICA同士でこのガイドラインの具体的な文言を超えてでも支援できるということになるのかということについてもご説明があるべきだろうというふうに思います。

JICAの皆さんからいただいている、私たちが今現状目の前にいただいているご説明の中では必ずしもその点が伝わってこない。要するに程度問題としていろいろな環境・社会配慮に関する調査をやろうということ自体わかるんですが、その結果としてではガイドラインのこの今満田さんが指摘していただいている文章との関係で何をクリアできるのかできないのかということF/Sの中でチェックしていこうということについてのJICAの問題意識というのがJICAのこのペーパーからは見えてこないで、一体F/Sで何をやるんだらうという疑問が私の中にもいまだ残っているというのが正直なところであります。

私からは以上です。

○村山委員長 他の委員の方はよろしいでしょうか。

では、少し繰り返しになるかもしれませんが、事務局から今の点も含めてお願いします。

○河添課長 ご意見ありがとうございます。我々もこの案件の検討をしていく中で、自然生息地における事業、国立公園に該当するような地域ということで慎重に検討する所存です。

今の満田委員と福田委員のご意見の中に2つの論点があると思います。1つが、そもそも国立公園の中でやってはいけないのではないかというご意見ですね。そのプロジェクトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならないということで、この条項の読み方だと私は理解しております。

この部分ですけれども、原則としての考え方があると思います。我々としては以前のペーパーの中に記載させていただきましたけれども、代替案、SEAの中でその事業をまず水力発電がいいのかあるいは火力がいいのかというさまざまな代替案の比較を行った上での水力発電の優位性が高いという提案が行われています。あと、その立地の観点からは、全国の河川を対象にあらゆる検討を行った結果から、候補地が絞り込まれています。

あと、プロジェクトの影響が重大かどうかというところについてはこれから調査をやってみないとそれはわからないのではないかとということで、ガイドラインにおける「原則として」の考え方のところは、環境の影響の程度も検討すべき要素として含まれていると考えているため、プロジェクトの候補地について先に調査して影響なりを考える必要があるのではないかと

ことでございます。

あともう1つ、これは福田さんのご意見に対してですけれども、実際重大な影響というものをどのように審査するのですかというその具体的な中身についてのお尋ねかと思います。まず、保護区としての機能が著しく低下しないということは前提になるのだと思っています。その保護区の機能の低下ということが恐らく論点になってくると思います。

あともう1つは、ガイドラインの条項にも書いてありますけれども、重要な自然生息地の著しい転換あるいは劣化を伴うものであってはならないということも、これは国立公園の中の事業ですから十分に検討しなければいけないと思うところです。

一方で、これは恐らく相当専門的な知見を有する方が判断すべきことでもある、あるいはそういう生態系なりの知見から影響があるなしというところも判断しなければいけないと考えています。従って、専門家のアドバイスをいただきながら事業を実施した場合の影響の評価については検討していきたいということで考えております。

以上です。

○村山委員長 満田委員、どうぞ。

○満田委員 全然かみ合っていないようなので、もう何か余り議論しないほうがいいような気はしているんですが。私たちが問うているのはそういった問題じゃないんですよ。重大な影響を及ぼすかどうかとかそういう話ではなくて、このガイドラインには保護地の中でやっちゃいけないと書いてあるガイドラインを守れないのであれば、これはガイドラインのほうを変えたほうがいいんじゃないですかと私は申し上げたいですよ。確かにここの文言に関してはいろいろあると思います。保護地域といったっていろいろな保護地域があろうということあると、そういうお考えがあるんだったら、JICAとしてもここをむしろこのガイドライン自体を見直すべきなんじゃないかと私は思ったんですが。

とにかく、ちょっと脱線しましたが、私が問うているのは重大な影響とかそういうことではなくて、保護地域の中ではやっていけないとかなり明確に書いてあるこのガイドラインからして、それがフィージビリティの前に既に保護地域であることがわかっているのにフィージビリティ調査をやるんですかと、そういうことなんですよ。

ただ、これについては水掛け論になってしまいますし、他の委員の方もちょっとうんざりされているかもしれないので、余りこころ辺について議論を長引かせるつもりはありませんが、とりあえず私としてはこのJICAのペーパーには納得できませんということを明確に意見表明させていただきたいと思います。

○村山委員長 はい。記録という意味では満田委員の資料は全体会合の資料として公開をされますし、議事録として福田委員のご意見も記録されます。

私なりに整理をさせていただくと、まずは今満田委員がおっしゃった点で、プロジェクトが「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない」という点に抵触するかどうかという点が1つですね。それから、プロジェクトそのものが「重大な影響を及ぼす」かどうかという点が2つ目だというふうに思います。この影響を及ぼすかどうかについては、今後の調査を待たなければわからないという点はある程度理解していますが、1点目の指定された区域の中か外かという点は、調査する前からわかっていることですね。

前回の資料、JICAから出していただいた資料の(2)のほうにも書かれているように、JICAのほうも今回のこのアヤゴの事業が重要な自然生息地または重要な森林における事業であるという認識はされているので、こういったガイドラインで記載されているような指定地域であるという認識は多分お持ちだと思います。

その上で事業を実施されるということは、「原則として」というところを最大限考慮して、原則としてはこういう地域では実施しないんだけど、今回は原則から外れる例外であるという認識をされているという理解だと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○河添課長 そうです。今回の場合、ウガンダという国の中で電力開発、電源開発をやらなければいけないという事情があるわけです。これは国策であり、ではどのようなやり方があるのだろうか、あるいはどこに立地の可能性があるのだろうかということをあらゆる検討を重ねて、考えられる代替案を比較して検討したという段階だと思います。この段階において、この事業が仮に否定されるのであれば、ウガンダ国に対して電源開発はあきらめなさいと提言することになります。それも1つの提言なのかもしれません。ただ、その国の開発という中での余地をギリギリのところで探るのであれば、国立公園の中での事業という選択肢しかあり得ないのではないかというのが調査の結論でもあるわけです。そういう背景も含めながらの検討だと思います。

○村山委員長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 すみません、短くします。要するに河添さんのおっしゃっていることは、原則としてというものの中には、1つの要素なのか2つの要素なのかわかりませんが、少なくともある開発ニーズを満たすために他の選択肢がない場合には原則の例外となり得るということをお考えなんだろうというふうに思うんですね。問題は、これは開発ニーズを満たすためにアヤゴをやるかどうかという点については、マスタープランでも検討されていないようなのでF/Sでや

るわけじゃないと思うんですよ。だから、これはもうマスタープランでこの部分については原則の例外として許されるというふうにクリアしたというのがJICAのお考えだというふうに思うんですが。通常、マスタープランで行われる代替案の比較というのは、そのプロジェクトしかないかどうかということを調べるわけではないと思うんですね。さまざまな観点に重みをつけて、そのプロジェクトが最も望ましいということが通常のマスタープランにおける戦略的アセスメントの結論として出てくるものであって、他のプロジェクトがそもそもすべてフィージブルでないという結論は通常のマスタープランからは出てこないし、このマスタープランからも出てこないだろうと思うんですね。

そうすると、その前段となっている今回のマスタープランの結論というのが、今河添さんが原則としてということ乗り越えるために考えていらっしゃる他の選択肢がない場合ということをきちんと説明する材料になっているのかということについては、私はそれはなっていないのではないかとこのように思っています。

以上です。

○村山委員長 他の委員の方、ご意見ありますか。

○石田委員 話を戻すつもりはないんですが、このガイドラインの「原則として」というのはそういうふうに解釈が可能なものかなというふうなところは非常に重要な点かなという気がしていて。私個人の意見では余り解釈しちゃいけないんじゃないかなと思うんです。それで、でも開発はしなきゃいけない、そういうことで戻してしまうとあれなんですけれども、開発はしなきゃいけない事情はわかるんですけれども。やはり原則としてというのはかなり強い言葉じゃないかなというふうに理解していますので、その枠に入るときは要するにスクリーニングの段階で落ちるというようなことも考えていいんじゃないでしょうかね。そういうふうにこれ2つ見ると。ですから、重大な影響を及ぼすかどうかというのは二次的にくるものであって、最初の枠組みで枠がかけられて、それがそちらで多分1つの意思決定がなされる。ただし思うんですけれども、だれがどうやって「特に指定した地域」というのを考えるかということなんですが。まずだれが決定するかということと、それから実態はどうかということもあると思うんですよ。今まで見てきたように、自然保護と書いているけれども、もう昔に定められたものでほとんど実効性がない自然保護地域もあるわけですから、そこはそういう調査はしてはつきりさせてもいいんじゃないかなと思うんですよ。そのあたりです。

すみません、混乱させてしまったかもしれないんですけれども。「原則として」というのはかなり重いとは思いますが、実際の自然保護の実態はどうなのかということところは加味し

ていただきたいなという気はしています。

○田中委員 前回の全体委員会のときに、たしか事業部のほうからこのウガンダのいわゆる仕組みですね、プロテクテッドエリアが指定されていて、そのプロテクテッドエリアであっても幾つかの要件が事業を容認する場合もあり得るという、たしかそういうご説明があったと思います。その記憶がもう1カ月たって大分薄れてしまったので、私もちょっと記憶の範囲なので確認なんです。

つまり、「原則として」というのをどう読むかという話がありまして、私はその当時、当日のその説明を伺った範囲では、そういうウガンダ政府のある種の幾つかの例外規定がある。その例外規定といわば今回の事業が当たるといふか該当するといふか、そういう何か確認をする。私もそのように理解したんですが。そういうことではなかったんでしょうか。事業部の説明。それは私が受けとりから意識をしすぎたことになるんでしょうか。

○河添課長 では、説明します。国立公園の中で実施しても良いという事業がウガンダ国の自然保護法の中で幾つか記載されています。研究活動などですが、その中の一つの項目として、economic activityというのも入っています。ただ、any other economic activityというものをこの事業で読むのかというと、そういうものでもないでしょうというのが前回の全体会合の中で議論されました。むしろ国立公園の中で事業を行う場合についてはEIAをやりなさい。そのEIAの結果については環境委員会が判断をするという手続が、自然保護法の中に書いてあるということは事実ですね。ですので、それは我々が考えるに、法令・基準・計画との整合という意味で、ガイドラインに記載されているところの法令の遵守に沿っているのではないかと理解しております。つまり、現地の法制度には抵触せず、法律にのっとった事業なのではないかと思っています。

○田中委員 たしかそのようなご説明があつて、たしかEIAをやつてその影響度を見て、最終的に政府が、環境委員会でしたか、環境委員会が判断をする、そんなようなご説明があつて。

○河添課長 そうですね。

○田中委員 そういう場合にはしたがってここで言うところのある種の例外的にそういうエリアであっても容認されることがある。それがあつて意味「原則として」ということかなと、たしかそのような私理解したもんですから、今の確認はさせていただきました。

○河添課長 はい、ご理解のとおりでございます。ですので、この前の紙にも書かれておりますけれども、現地の判断あるいは現地のEIAの結果でそれが承認されないような場合であれば

当然我々もその先の事業はあり得ないという理解でもあります。この次の段階、協力準備調査の段階ですけれども、その調査の結果いかんでは、この事業は難しいのではないかという、ある意味、ゼロオプションまで含めた進め方をしているということでございます。

○福田委員 要するに現地の開発ニーズをどうやって満たすのかという問題と、その手段について相手国政府がそれを決断したときにJICAがそれを支援するのかどうかという議論がごっちゃになっていると思うんですよね。ここにJICAのガイドラインにあらわれているJICAあるいは日本側支援する側としての価値観というのは、それは最終的にはJICAが何を支援したいか、何を支援しないのかということをおあらわしているのであって、決してその国の開発プロセスにおいてそのプロジェクトが望ましいか望ましくないかということを書いてあるわけじゃないと思うんですよ。それはあくまで現地国の政府の人なり、現地の市民社会なりが考えればいい話であって。そこで何かしらの結論、いや、これは水力発電しかないんだ、ここにつくるしかないんだということになったときに、それをJICAとして支援するかどうかということに関する価値がこのガイドライン、JICAのガイドラインという文章であらわされているんだと思うんですね。

現地がそれしかないと言っているときに、しかしJICAがガイドライン上こういうふうに書いてあるので、それは支援できませんよということはあつてしかるべきだし、そうでないとそもそも何のためにこのガイドラインの文言をどうするべきかという議論を我々がしているのかわからなくなってしまうというふうに感じております。

それからもう1つ、現地の法令の手續がありましてという話は、それはそれで今伺って、すみません、私前回の議事録をきちんとチェックできておらず、その話は伺ったんですが。もしそれでオーケーであれば、実はこのガイドラインのこの文章いらないんですよ。その1個前に現地の法令は遵守しなくちゃいけないよという文章があるので、その文章だけで十分なのであって、この今問題となっているガイドラインの条文が意味があるんだということになるのであれば、それはただ単に現地の法令上このプロジェクトをやっているというのを超えた意味があるに違いないというふうに私は思います。

以上です。

○村山委員長 先に。

○河添課長 今のお話ですが、我々は具体的な案件について、それをガイドラインに当てはめて考えているわけです。この案件は、国立公園の中の事業でること、そして、現地の法制度の中ではその様な場所で事業が実施される場合も有り得るとというのが事実です。従って、ガイド

ラインの「法令基準計画との整合」の1. の観点からはガイドラインと整合していて、それについて現地では法に照らして判断をするというルールにのっとってやっていくということだと思います。

ガイドラインの「法令基準計画との整合」の2. では、自然保護区における事業であるという認識でもございますけれども、その「原則として」というところの読み方というのは、例えば代替案の比較をあらゆる角度でやった中での検討なのであれば、また、影響の程度も勘案した上での検討であれば、原則の例外という選択肢としてあるかもしれないという読み方です。決してごっちゃにしているわけではないという理解です。

○村山委員長 満田委員。

○満田委員 いや、私が言おうとしたことの1つは福田委員が言ったことであり、ウガンダ側での開発ニーズがあるものをJICAが支援するのかどうかということについてはやはりガイドラインに即して判断すべきであるということです。

それからもう1つは、このフィージビリティ調査をやるほどの、もちろん野生生物へ与える影響と生態系に与える影響ということはもちろん調査をしなければわからないと思うんですが、今この議論で問題になっている保護地域の中か外か、そしてプラスアルファ的にウガンダの法令上この保護地域はどのような位置づけであり、許される開発行為はどうなんだ、そして環境委員会の承認がどうなんだというところというのは、フィージビリティ調査をやらずにその前により簡易な調査で確認可能な話ではないかと思ったのでコメントさせていただきました。

ただ、私の考えは変わらず、やはり先ほど申し上げたような理由でこのフィージビリティ調査をやるというJICAのこのペーパーに対して納得いかないということには変わっていません。

そして、ちょっと単純な質問なんですけど、フィージビリティ調査は既にもう例えば公示にかかったり手続きは進んでいるんでしょうかというのをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○河添課長 フィージビリティ調査の手続きは全く進めていません。我々はこのように助言を受けて誠実に対応しているわけです。ですので、前回の議論でも一度説明させていただきましたけれども、改めて、この席でこのように質問にもお答えしているわけで、フィージビリティ調査を先に進めてはいません。その意味では委員会に対して誠実に対応しているつもりでございます。

○岡山委員 素朴な疑問なんですけど、ということは今マスタープランの策定、でも水力開発のマスタープランなんですね。

○河添課長 そうですね、代替案の比較はいろいろな電源が検討されています。

○岡山委員 電源開発のマスタープランであるならば、例えば水力はここが立地としては望ましいけれども、こちらのガイドラインでだめですということで、その次としてでは例えば火発というふうにウダンガ政府に逆に投げ返したときにどう判断されるかというふうなのかなと思って。水力開発なので、今回もその水力の中の今度どこということもたしか比較だったと思います。

そういうときに、単純な話なんですけど、こういうレポートをつくりましたが、しかしこちらのガイドラインとしてこの場所に一応進めることはできませんということをウガンダ政府に投げ返したときに、ウガンダ政府がどう判断するかというのを待つことはできるんですか。要は、例えばあちらの政府が今度はその位置を変な話、国立公園から外してくるという対応もあり得るんじゃないのかという気がするんですね。

○河添課長 マスタープランを作成するプロセスでステークホルダー協議は何度かされていて、その中で最適な電源とか、あとロケーションの話も現地のNGOの方々も含めてお話はしており、そういう記録も残っているわけです。それがこの前のマスタープランのドラフトファイナルの協議の中でお示しした資料にも入っております。

一方で、現地の政府の中でもその代替案の比較を科学的にやりました、こういう結果になりそうですねということを議論しており、調査の中で説明しているので、そのおよその結論について先方は了解されているという状況にあると思われま。

ですので、その先に進めるに当たっては、協力準備調査を先にやるというか協力準備調査を進めるとしてももちろんそういうマスタープランの結果を十分説明し、その上で進めていくというやり方には変わりありません。

あと、1つよろしいですか、すみません。マスタープランのスコーピング案協議から始めた本案件なのですが、一方で福田さんのほうから代替案の比較が十分ではないのではないかとご指摘もいただいています。私たちは、環境社会配慮審査会の中では3回にわたって説明をさせていただいたわけですね。その意味で、こちらは何度か専門家の皆様からご意見をいただき、マスタープランづくりを進めてきた次第です。その中でもまだ検討が不十分なのかどうかというところは、我々のほうも手続はきちっと踏んで、それなりの諮問をさせていただいたのではないかと、あるいは回答を受けているのではないかと理解しています。その点についてはいかがですか。代替案の比較が不十分という話。

○福田委員 私が先ほど申し上げたのは、通常の複数のプロジェクトにおける代替案の比較と、先ほど河添さんが今回については原則の例外として許されるという他に代替案がない場合とい

うのとは違うのではないかということです。

○河添課長 私たちは、あらゆる手段あるいは電源開発の方法から、あと河川のロケーションの中からも水力発電が可能なところというのはどういうところがあるんでしょうかという観点から、マスタープランの検討を行ったと理解しております。

この案件の審査会に参加いただいた委員の方からも、もしそういう認識が、我々はそのような調査をやってきたのですけれども、違うということであれば逆にコメントもいただきたいのですが。

○原嶋委員 もう一度確認ですけれども、私が以前伺った段階では国立公園だけれども、実態としては非常に実際開発して利用されてしまっている。そういうことで、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域と該当しない可能性もあるかもしれないので、その実態を調べますというのが前の審査会の段階でのお話だったんですね。したがって、解釈で言えば原則かどうかではなくて、その以前の問題として、包括的には国立公園だけれども、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に該当するのか。それはもう今回の段階ではそれはもう肯定されるわけですか。それは肯定されたわけですか。

○河添課長 国立公園の中という意味ですか。

○原嶋委員 この今回実際ここを指定して考えられているところの取扱いが、JICAとガイドラインでいうところの「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」というその言葉のカテゴリの範囲に入るか入らないか。包括的には国立公園になっていることはみんなわかっているけれども、包括的に国立公園であっても中ではいろいろな規制のレベルが違う場合があるし、実態的にどういう規制が実施されているかというのは状況によって国によって違いますから、そういったことをすべてかんがみて、それ自身はもう認めてしまうんですか。認めてしまうとかなりガイドラインに抵触する可能性があります。この文章を見ると認めてしまっているような感じはするんですが。そこをもう一度確認したいんですが。

私が一番最初に審査会で伺ったときには、実態としてはもうかなり使われているので、包括的には国立公園だけれども、きちっとした規制がされているわけではない可能性があるんですよ、そういうようなお話がありました。そここのところをもう一度確認すれば、原則か原則ではない以前の問題です。この確かに前回出された文書ではもう認めてらっしゃるような感じがするのですけれども、そこは認めるか認めないか非常に大きな違いです。

○河添課長 はい、わかります。

○原嶋委員 そこは慎重に判断されたほうがいいと思うんですね。前回、日本でも例えば国立

公園でも中にいろいろなレベルがあるというお話がありました。それは国によって違うと思いますが。今回はその解釈をまず非常に正確に緻密にされる必要があります。

田中先生が先ほど指摘されていましたが、以前にウガンダの仕組みでもいろいろなレベルがあるということです。その中でJICAのガイドラインの文言をきちっと解釈を示される必要がある。前回出された文章はそういう意味では、軽率な感じはするんですね。そこが含まれるものだというふうに認めていらっしゃるの、そういうふうに認めていらっしゃる、確かに満田先生や福田先生の言うことはかなり分があるような感じがします。

○村山委員長 どうでしょうか、そろそろ私としては一区切りつけたいなと思っているんですが。私なりに整理をさせていただくと、今、原嶋委員からお話があったように、前回出てきた資料では、アヤゴの事業は重要な生息地あるいは森林というふうに書かれているので、実態としてそういう重要なところかどうかというのはありますね。もう1つは、制度的にそういう指定がされているかどうかということがありますね。その確認をしていただくということが追加としてあると思います。

さらに、この「原則として」ということを最大限扱って、例外扱いをするということについては複数の委員から異議が唱えられているということも事実ですので、そこも踏まえて今後の事業は進めていただきたいということですね。

○河添課長 調査ですね。

○村山委員長 調査ですね。ただ、この点については他の事業でもこれまで議論になってきているので、今後の扱いとして満田委員がおっしゃっているように、ガイドラインそのものを変えるべきなのか、あるいは運用の段階でいくのかということについては少し継続してまた議論をしたいというふうに思っております。

○河添課長 はい、その点については私どももそのように考えていて、この委員会の場でこういうガイドラインに照らして議論を行う、あるいは有識者からのご意見あるいはコメントを判断の材料にさせていただくことに引き続き変わりはありませんので、ぜひその節はご相談させていただくということにさせていただきたいと思います。

○村山委員長 加えて言うと、可能かどうか分かりませんが、これだけ議論になっているものについては、できれば現地をどなたか見ていただくとかそういう仕組みも何かできればいいですし、少なくともできるだけ現地の状況をいろいろな形で情報提供していただくことが必要だと思います。

○河添課長 はい。今日は事業担当部が来ていないのですが、一方でこの案件は慎重に

進めるべきということについての意見はJICAの中でももちろん根強いわけです。ですので、専門家からのご意見というのを十分尊重しながらこれは進めるべき案件であるという認識です。ですので、助言委員会の先生方あるいは外部の専門家の方、特に生態系、生物層に詳しい方、あるいは生態系評価ですね、いろいろな方法があると思います。ですので、そういった観点から調査にたいして助言をいただける専門家が必要だと考えています。どういう調査のデザインにするかというところはまだ検討をこれから始めるところなので、専門分野等々ははっきりとしたことは言えませんが。そういう観点から専門家のご助言はいただきながら進めていくものだとは認識しております。

○平山委員 短く済ませますけれども。先ほど福田委員が言われたマスタープランで調べられていることの中で代替地の話に絡むことですが。今河添さんからどのような調査をということと言われたことに絡んで、最初から出ていた話だとは思いますが、余りにも対象地域が広すぎるという意見が随分あって、それなら分散型というのはないのかという論点です。これは議論の蒸し返しになるとは思いますが、分散型、小さいものを分散してやるというやり方はないのかという観点も今おっしゃった計画される調査の中に入れるべきではないのかと思います。余りに広く、大きいものを一括して対象にして、これしかないという結論の出し方が非常に問題を難しくしていると思います。

だから、小規模分散型の手法というのが本当にとれないのか、このマスタープランのいつていることとの絡みで、という点も検討していただきたいと私は思います。

○河添課長 議論の議論で申しわけないですが。この前説明させていただいたのは、2023年時点の電力の伸びというものを勘案すると、相応の大規模電源を検討せざるを得ないのではないかというテーマに基づいてのマスタープラン作成ということであるということだと思います。その意味では小規模分散でそのような大規模電力、国の経済を支えるような電力が生産できるのかどうか、供給できるのかどうかという、それは実際問題難しいのではないかと。いう検討もそのマスタープランの中でされているというのが事実だと認識しております。日本でも、現在このような状況ですが、産業を支える上でのインフラという意味ではそれなりの出力をもつ電源の開発が必要であり、国の政策の中でも電源開発が必要とされており、そのためのマスタープラン調査であるという理解です。

○平山委員 それを言っちゃおしまいよという感じがしますけれども。

○田中委員 今のことと関連して、あと3点ほど申し上げたいんですが。1つは、SEAのプロセスですね、この代替地といいますかこの場所しかないという、多分それは少し言いすぎ、こ

それは福田委員がおっしゃったとおりで。つまり相対的に評価すればそこが最適であるけれども、しかし相対的には劣った場所でもやろうと思えば可能であるとか、いろいろな幾つかの障害はあるけれども、実現性はないわけじゃない。そういう点では相対的にここがいいんだということとをたしかアヤゴなりに絞り込んできた、そういうプロセスはありますが。これ以外にあり得ないというようなその表現はいかがかというのは、これは福田委員おっしゃったとおりだと思います。これが1点目ですね。

それから2点目は、ではこの対象地域の、つまりここで今とらえていますのは、形式的にこれがこうした「法令等で自然保護のために特に指定した地域」に当たっている、そのことを問うのか、そうではなくて、実態として非常に自然度が高い地域で、そこで行うのか、その論点があって、2つの議論があると思うんですね。多分最初の満田さんの意見は、そこはもう形式的に当たっている以上はそもそもそれを尊重されるべきだという論点があるわけですね。それは第1種であれ第2種であれ、もうそもそも政府が指定した地域なんだから、それは外すべきだというのがこのガイドラインに書いてる以上それをきちんと遵守したらどうですかという主張が一方にある。

しかし、もう少し実態で環境にどのぐらい影響があるのかということとをきちんと見たほうがいいんだという意見もあり、そこはちょっと判断が分かれるところだなと思います。

ただ、形式論でいけば、先ほど福田委員もおっしゃられたように、実はこの別紙1の第1項に、相手国政府の法令であるとかそういうものを遵守しなければならない、あるいは政府が定めた計画や政策に沿ったものでなければならないということなので、それが第1項にありますので。つまり、先ほどの環境委員会がこの事業についてEIAの結果の審査をした結果、この事業はこの区域であるけれども行う必要がある、あるいは行うという意思決定をしたときにはそれに沿うんだという、そういう判断は当然あり得るということですね。

ですから、第2項の原則として云々ということは地域の外で実施されなければならないということはあるけれども、第1項の、そもそも法令に遵守するあるいは計画に沿ったものであるとすれば、それはそれとして容認する判断というのは当然あり得るということです。

それから、3つ目は、これは同じく福田委員がおっしゃられた、現地国政府が行う、実施するという判断があっても、JICAがそれを支援しないという判断があってもよろしいと、こういうことは当然あり得ると思うんですね。

○河添課長　そうですね。

○田中委員　しかし、相対から見れば、基本的な姿勢としてはできるだけ現地国政府の開発で

あるとか発展に資するというのがこのJICAの支援事業の趣旨でしょうから、その支援の中で総合的に判断するということになるんだろうなと思うんですね。ですから、もちろん、繰り返しますと、相手国政府が行うという判断があり、JICAが支援しないという判断もあり得るけれども、基本的に相手国政府がいろいろな諸手続に基づいて実施する、いろいろな障害はあり課題はあるけれども、実施するとしたときに、改めてJICAとして総合的に考えて本当に支援するのか支援しないのか、そういう判断の留保はあってもいいということは改めて指摘したいと思います。

以上です。長くなって申しわけありません。

○村山委員長 他よろしいでしょうか。簡単をお願いします。

○柳委員 前回発言したのでちょっと補足的に言いますと。この別紙1の法令と基準と計画等の整合というのは、福田委員が指摘するようにJICAのスタンスの話です。JICAはどう考えるか。だから、それを重視すればおのずとJICAの対応というのは明らかになるのではないかなというのが1点。

それから、2の読み方というのは前回指摘したのですけれども、これは「原則として」と書いてありますけれども、例外というのは、ただしとして、ただし書きで書いているんです。そのただし書きは当該指定地区となっていて、法令で地域を分類しているということを想定して書いているのではないかと、そういうことを前回説明したわけですから。その地域の指定が自然保護地域ということで、その自然保護地域は何が許されているのかというところでは、先ほど説明があったように、限定的な経済的行為だけを例外として定めているということになれば、水力発電を自然保護地域で行うというのはなかなか難しいというふうな判断に立つというのは順当な解釈になるかなというふうにも思います。だから、その点前回ちょっと言葉足らずですけども説明したというのはそういう意味合いで理解していただければと思います。

それからまた、そのような指定地域に云々というのは、これは言葉が足りないので補わないとちゃんと解釈されないのだろうと思いますが、このような地域外でも実施される場合にあってという、それが抜けているんですね。だから、この地域外で実施する場合であっても指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないというのが、スタンスなのですね。だから、JICAはこういうスタンスで対応しますということを独自に決めたわけですから、それを変えるというのでしたら、やはり、総合的に判断するというのは言葉はいろいろ使いようですけども、そうだとすれば、そのスタンスを明確に表示する必要がなくなってしまうので、その点は慎重に対応されるということのほうが必要ではないかなと思います。そう考えると、別に

フィージビリティスタディをやらなくて、その点の情報だけでも明確にするような調査をやったほうがいいと思います。

○村山委員長　またちょっと厳しいご意見が出てきましたが、大体ご意見としては出そろったというふうに考えてよろしいですか。

では、この点についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。また今日の議論を踏まえて今後の調査についてはご検討をお願いしたいと思います。

○河添課長　調査の検討はこれからさせていただきます。今後の進め方としては、次の段階では、協力準備調査のスコーピング案の段階でご相談させていただくことになります。次の段階においてまたご説明させていただく機会をこちらのほうで設けます。

○村山委員長　よろしいでしょうか。

では、これでこの件については終わらせていただきます。

それでは、3番目に戻らせていただいて、助言案の確定ですね。今日は4つありますので、手際よく進めさせていただきたいと思います。

まず最初が、ベトナムの工業団地のユーティリティ運営事業ですね。これは主査が早瀬委員ですので、ご説明をお願いいたします。

○早瀬委員　それでは、ベトナム環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業、スコーピング案に対する助言案についてご説明申し上げます。

助言案検討の経緯につきましてはここに記されているとおりです。2月28日、2月の全体会合で事業の説明がされたものだと思いますが、28日にワーキンググループ会合が行われました。委員名はここに記されております。その後メール審議により助言を確定したものであります。

裏のページに移っていただきたいと思います。この事業の内容については既に説明いただいていると思いますが、簡単に申し上げますと、地方公共団体、州ですかね、の設置する工業団地における水処理等のユーティリティ部分について民間活力を活用して実施しようというものでありまして、その部分についてのいわばフィージビリティスタディを実施するものです。そして、その段階での環境社会配慮実施のためのスコーピング案について助言を求められたものというふうに理解しております。ベトナムでは規則が政府によって市街地に公害型の事業、産業を立地してはいけないという規則が設けられて、その影響もあって今工業団地がつけられていると。しかし、工業団地における排水処理、特に排水処理に関心を持った事業になっていますけれども、排水処理等の環境問題についての対策が十分ではないので、日本のノウハウを持ってこの工業団地のユーティリティ関係について日本の技術協力で水処理等をきっちりとや

りたいというものであります。

フィージビリティスタディ的なものですからまだ熟度は非常に低い。ワーキンググループの意見の中でももう少し詳細な検討あるいは具体的な情報はどうなんだというふうな意見が中心に出されております。

助言案、まずは事業スコープについてですけれども、調査対象範囲の明確化。これも調査対象範囲である、1については事業のスコープそのものが水処理に限定するのか、あるいは廃棄物、用水・電力、どのあたりまでを包含するのかということについてまだ明確ではない。

2については、対象とする公害問題の範囲、環境問題の範囲について廃棄物等についてどうするのかということが明確ではない。3については、ユーティリティ運営事業について調査のスコープ、調査の範囲、そういったものがまだ明確ではないという指摘であります。このあたりを明確にされたいという趣旨であります。

2番目はこの事業の中心的眼目であります廃水処理についてですけれども。そのうちの排水基準に関しての意見であります。この事業につきましては、その下の環境配慮型工業団地の特殊性についてという項目がありますが、この事業を実施するに当たって3つの方針が立てられています。この3つの方針に対してどういうふうに理解しているのかということについての意見であります。3つの方針の1つが、日本の環境基準を用いて厳しい運用をしますという趣旨のものでありました。その日本の環境基準、廃水処理あるいは排水基準、そういったものについてどういうふうに理解しているのかということをもう少し具体的に詰められたいというのがこの部分であります。

8番以降につきましては、環境配慮型工業団地の特殊性についてということで、先ほど3つの方針と申し上げましたけれども、1つは日本の環境基準での運用ですが、あとの2つは日本の企業が運営、管理する。もう1つは、日本製の廃水処理装置を設置するというものでありました。こういう3つの方針をどういうふうに担保していくのかということに関する質問であります。

細かくやっていると余り時間がないと思うので、よろしいですかね。

次、3ページ目に移りますけれども、14、15は情報の不備に関しての指摘であります。

16、17ですけれども、この事業の中で、この事業では具体的に実施するかどうかまだ不明というか戦略的なレベルのまだ計画をつくってらっしゃるので不明なんですけれども、工業用水の供給という必要性が出てくるというふうな情報がありました。それに関する環境影響評価あるいは環境への評価ということについて触れられていなかったもので、そこについて配慮が必要であるという指摘であります。

18から20は土地の利用状況に関する指摘です。

21、22が住民参加、住民への配慮に関してで、どのような範囲でそういうステークホルダーを組むべきかという指摘であります。

23番から主たるスコーピング案についての指摘がありました。スコーピング案そのものについては基本的にスコーピングのマトリクス、縦軸に環境項目、大気汚染だとか水質汚濁をとり、横軸には工事の段階あるいは共用の段階というふうにとるとというのが普通でありますけれども、そのあたりが非常に整理が不十分であるということが指摘されました。また、環境問題につきまして、この事業そのものが環境をよくするための事業ということでありますので、項目の評価の段階にC、D、ほとんど影響がないあるいは影響が不明であるというふうな記述が多かったんですけれども、基本的に環境をよくするものであっても、最終的にその事業の実施後の環境への影響というものはAあるいはBに該当するものもあるはずであって、そのあたりの評価をきっちりとするようにという指摘がありました。

32番につきましては、環境社会配慮のスコーピング以外に事業リスクについて、投資という視点からの事業リスクについての記述があったんですけれども、これについてもより具体的に記述するようにという指摘であります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○村山委員長 どうもありがとうございます。

それでは、助言案に関して何かご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

もしないようでしたら、この段階で確定をさせていただきたいと思いますが。

では、これで確定ということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

では2つ目ですが、フィリピンの高速道路のPPP事業ですね、こちらもスコーピングです。こちらは谷本委員に主査ということでお願いいたします。

○谷本委員 では、簡単に報告します。1ページ目、書いてあるとおりです。もし間違いがありましたら連絡ください。では、もうたったたと言わせていただきます。

次のページ、2ページ目、全般的な事項として7つの項目を書いていますけれども、1、2は先ほどベトナムの工業団地もそうなんですけれども、PPPという特殊性ということでガイドラインをどううまく使っていくか、尊重してほしいということ。それから、特にここで1を書きましたのは、ステークホルダーミーティング等でなかなか情報をどういうふうに着実に使っていくか、出していくかということで議論になりましたので1番のところを書かせていただきました。

た。

そして2番目は、採算性ですね、こういうことをきちんととってくださいということです。

それから、3、4、5、1つのことで申し上げますと、需要予測です。本件は高速道路をPPPでやろうということですが、メガマニラ圏の幹線道路の整備全体を、それから需要予測をきちんとやってほしいと、それで評価してほしい。それから、この事業をやってやはりリバウンド効果というものも発生しますということで、他の緩和策というものも道路のハードだけじゃなくていろいろあるんじゃないか、そういうこともきちんと考えてほしいということが5点目です。

それから、6と7は、環境影響を本当に全般的に広く見てくださいますと、この事業だけじゃないということですね、それを6番で書いています。特に高架でやっていきますということで、地表、地面を走るのと違うというふうな特殊性も考慮してくださいということですね。それから7は、北と南の高速道路をつなぎますので、全体できちんと環境管理計画をつくってくださいということを申し上げています。

それから、次の代替案のところですが、インターチェンジ、やはりちょっと無理をすれば、無理をすればという言葉ちょっと悪いですが、技術面とかコスト面だけでやってしまうところがやはり社会環境の面、特に住民との関係で出てきますので、社会環境面、特に住民対策なんか含めて代替案を検討してくださいということを申しています。

次、9番目、ステークホルダー関係は、9のところに細かく石田先生がつくってくれています。これはいわゆる関係者がものすごく多いんじゃないかと。ならばきちんとそれを巻き込んでくださいということが最初の3つのポイントで書かれています。

それから、その次は、ステークホルダーを本当にリストをきちんとつくってくださいというふうなことを申し上げます。それから、こういうステークホルダーミーティングを実施するということに関して、パートナーというかPPP事業のパートナーになりますところにきちんとJICAの考え方というんですか、環境配慮の所見を十分伝えてほしいと。ガイドラインはこうなっていますということを伝えてほしいということを申し上げます。

次に、汚染対策です。10から15書かれています。10点目は大きな、いわゆる地球温暖化に対してという非常に大きなことを書いていますけれども、これもこういう事業をやっていけばCO₂含めていろいろなものが出ていくということで、これも忘れないでくださいということで書いておきました。

11から14まではいわゆる大気汚染とか振動とか景観とか地下水、廃棄物、そういうことに関

してきちんと評価をして対応してくださいということを書いています。

15番目は、マトリクスの中に走行車両というふうなものによる影響というものもあるんじゃないかということで、そういうものも加えてくださいということをつけました。

そして16番目が、パシグ河の生態系をきちんとそこに構造物をつくるということですね。ご存じの方おられると思いますけれども、パシグ河の今の状況ということからすれば、どういう生態系になっているかということをやはりもう一度確認をしていくということが重要だと思います。

それから17の社会環境ですけれども、これは17と18は類似というか、関係する住民移転の事例を、それから補償の移転を北ルソンの高速道路あるいはPNR、フィリピン国鉄の事例からそういうものをきちんと参照してくださいというふうなことでこれを申し上げます。

そして最後のページの19は、インターチェンジ、先ほど申し上げましたけれども、このところで影響を受ける人たちがやはりいると。そして、正規、非正規の方々もいるとすれば、その調査が今委託の形でやられていると、そこをきちんと委託先に考え方を伝えて、差別等がないようにやってくださいと、そういうことをお願いをしております。

それから、20はいわゆる住民移転、土地収用に関して組織面とか体制とかそういうことだけではなくて、きちんと個々の計画あるいはステークホルダーミーティングとかそういうふうなことをきちんとフォローをしてください、それをPPP事業のパートナーになりますMNTCですか、きちんと伝えてくださいということを申しています。

21番は、インターチェンジが特に影響を与えるのでしょ、地域が分断されるというふうなことも想定されますので、そういうことの評価をしてください。必要ならば緩和策をとってくださいということをお願いします。

最後、モニタリングをきちんとやってくださいということですね。特に大気とか振動の測定回数、そういうふうなものをきちんと定めて公開をしてくださいというふうに言っております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、助言案について何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

ちょっと細かいことなんですけれども、MNTCは何かわかるような表現を加えておいたほうがいいかもしれないですね。

○谷本委員 はい。これ、河添さん、入りますか、注書きで。

○村山委員長 他のものは一通り入っているような気がするのです。

○谷本委員 パートナーということですね。はい、では最初のところに、どこに入ってくるかな、3ページの一番上ですね。ステークホルダーミーティングのところの先ほどのMNTCが入ってくる、2行目にありますので、ここに括弧書きで入れていただけますか。

○河添課長 なるほど。略語ですよ。

○谷本委員 はい。

○村山委員長 他にはいかがでしょうか。

特になければ、今の点は非常に細かい点なので、もう今日の段階で確定ということによろしいかと思います。

○田中委員 これも細かなことで、3ページの14番のところのパシグ河というのと16番のパシム河というんですか、川と河が両方ありますけれども、これはどちらかに統一しておいたほうがいいのかもしいですね。

○谷本委員 はい。川のほうですね。三本川のほうがいいと思います。お願いします。

○村山委員長 他はいかがでしょう。

よろしければ、その点も含めて確定ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、3つ目ですが、インドネシアの空港整備計画、スコーピング案ですね。こちらは石田委員、よろしくお願いします。

○石田委員 わかりました。1枚、最初はいつものやつですので、1枚めくっていただきまして。ここで検討した内容というのは要するに旅客・運輸計画、これから数十年にわたるインドネシアのジャカルタを中心とした旅客・運輸計画を検討したわけですが。その際、大きくみんなで長く議論をしたのが、まずは背景や妥当性ですね。それから、調査項目、スコーピングの調査項目。通常今まで見てきた案件に比べると、調査項目のスコーピングの詳細がうまく抽出されていなかったもので、それについても時間をかけました。それからあとは、調査のアウトプットの出し方ということや、それからステークホルダー、この4点について大きく議論したと思います。

まずその背景や妥当性なんですけど、旅客・運輸計画を進めるに当たって、既存の施設4つほど別に施設が空港があるんですが、それやインドネシア国の運輸大臣令というもののだけにのっとるのではなくて、今現在使われてる大きなスカルノハッタ空港の拡張や新空港整備の必要性、妥当性を具体的なデータとともに明記してくださいということをもっと入れるようにしました。

それと同時に、この新しい運輸計画をつくる理由そのものが、国内の旅客数がふえるということだったんですが、その割にはいろいろな算定根拠がなかったので、需要予測については算定根拠を明確にしてくださいという、この2点を入れています。

次に調査項目なんですが、予備的スコーピングの結果から基づいていろいろと調査計画が組まれていました。ただし、私たちが見て不足していると思われたのが、まず調査方法の詳細が明らかになっていないということや、それから予備的スコーピングのCと評価された影響項目は、既存資料のみなんですが、例えば経済活動や土地利用、地域資源利用や貧困層、専従民族、少数民族、地域内利害対決については、これはどうも既存資料に乗っていない可能性も高いということで、その部分については特にやはり現地調査をきちんと行っていただきたいと。

それから、6番の、インドネシアはSEAガイドラインを出してきて、SEAをやってくださいということになっていますので、その中でも特に環境容量も踏まえた地域全体の持続可能性ですね、持続可能性のSEAということが明記されておりますので、これは我が国にとってはチャレンジングな話にはなりますけれども、相手側と協議しながら、可能な範囲で検討していただきたいと。

3番に戻りますが、環境社会に重要な影響を及ぼす懸念がある項目については、代替案ごとの評価をしてくださいと。

7番はLCCの参入によるマイナスの要因に評価してくださいと。

8番は、スカルノハッタ空港という現在使われている空港の北側の拡張整備についても必ずスコーピングを実施してくださいということを述べさせていただきました。

それから、最後に総合評価というものをする形になっておりましたので、新空港候補地プラススカルノハッタについては、いわゆる代替案を評価するために調査予測評価の項目が私たちから見るとやはり足りないというご意見がかなり出ましたので、その部分は網羅的に整理してわかりやすく示してくださいと。特にアクセス交通による大気汚染や騒音の項目は忘れないでくださいと。また、空港アクセスの容易性や空域条件、地形・地質等についても含めてください。くどいようだったんですが、やはり大切なことだったので、プラスとマイナスはきちんと書いてくださいねということは明記いたしました。

大きな項目として4番目ですけれども、ステークホルダー協議はいつものようにきちんと計画、立案、プロセスに関係する人たちの意見が反映されるようにということが16番、17番、特に弱者を忘れないでくださいと。

18番は、出された資料にいわゆる用地取得にランドマフィアが暗躍するという表現があって、

それとかなり強調されていまして。つまり、用地取得の妨げになるということだけじゃなくて、社会的弱者の人たちが実際に情報が公開された時点で不利にならないように、不利益を被らないような配慮もお願いいたします。そのためにはカウンターパートである政府の航空総局や地方政府などと十分に協議をしてくださいということです。

最後、1つ戻りますけれども、新空港選定に関する評価を行う際には、各影響評価項目にこういうものは忘れないでいただきたいということを5点ほど挙げさせていただいています。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか、何かご意見あればお願いします。

よろしいですか。

では、ないようでしたら、これで確定ということにさせていただきます。ありがとうございます。

では最後、4つ目ですが、アフガニスタンの道路拡幅計画、原嶋委員、お願いいたします。

○原嶋委員 この案件は当初ガイドライン上の緊急時の特例措置を適用するということを議論されていたんですけれども、全体会合での議論を尊重していただいて、通常の手続に沿って対応するという事でワーキンググループを開催しました。ただ、政情は必ずしも穏やかではございませんので、そういった面は考慮する必要がありますし、あと現地の調査とかあるいは事業運営のキャパシティということについてはかなり十分ではないという点を考慮して、ワーキンググループでは議論されました。

経緯としましては、当初3月14日を予定しておりましたが、ご承知の震災の影響で3月28日に開催をしました。参加していただいた委員はここにありましておりでございます。高橋先生、二宮先生、長谷川先生は当初の予定では参加の予定でございましたけれども、日程変更に伴ってコメントの提出だけということと、あとのメールでのご審議に参加をしていただいております。今日は高橋先生、長谷川先生欠席ですけれども、一応メールで昨日の段階で確認をとらせていただいておりますので、内容的にはほぼワーキンググループのメンバーでは確定し、それで今日お諮りするということでございます。

助言の内容については2ページ以降でございます。全般的な事項としましては、事業全体はご承知のとおりカブールとチャリカルの70kmぐらいの距離を結ぶ道路を拡張するという事で、既にカブール側の16kmは車線が広がっておりますけれども、それ以降の50kmのうちその半分ぐらい、25、6kmを拡張の支援をするということでございます。

全般的な助言としましては、カブールのマスタープランの中の本事業の位置づけを明らかにし、あるいはカブールとチャリカルとの関係について開発ニーズを明示する形で位置づけをはっきりしてほしいということ。あと、代替案についての議論もいろいろあったんですけれども、既に道に沿ってのセットバックが完了しております。しかし、そのセットバックが完了している部分の権利関係については必ずしも政情の混乱などもあって明確ではないので、その点の十分な確認は必要とされます。先ほどのマスタープランとの関係では、交通量の予測などをもう少し緻密に行ってほしいという要求が出されました。

今回メインは影響項目についての議論でございまして、影響項目についての助言として8項目、5から12までございます。特に自動車に関わることでございますので大気汚染、温暖化、CO₂あるいは騒音・振動についての評価について見直す必要があるということのご助言がありました。特に8番ですけれども、水の問題についてのご助言などございました。あと、景観とか、その他幾つかの調査項目についてのご助言をいただいております、それらをこの8項目の中でまとめさせていただいております。

あともう1つ大きいのは、住民移転の問題でございます。全体二十数kmのうちのかんりの部分はセットバックが完了しておりますけれども、まだ土地の住民移転の可能性も十分残っている部分もあるということと。あと、いわゆるインフォーマルに露天商などもいらっしゃる可能性があって、そういったいわゆる広い意味での住民の方々の移転の措置をどのようにするか。とりわけJICAのガイドラインでの要求と現地の法令との間にかなりギャップがあるということで、こういったものを埋める具体的な措置について十分議論をしてほしいというリクエストが強くワーキンググループのメンバーから提示されております。既に一部先行している部分がありますので、そういったところの実績などを調査の上、ガイドラインに沿った十分な補償や移転手続を履行してほしいということの要求が13から16の4項目の中に盛り込まれています。

あと、ステークホルダー協議についてもさまざまな分野のステークホルダーの参加と、適切な参加機会あるいは発言機会を持ってほしいということで意見が出ております。

大きいのは今後のモニタリングでございまして、どうしても現地のキャパシティが必ずしも十分整えられていないというところで、現地の状況に即した環境モニタリングの方法などについて今後支援あるいは提案をしてほしいということの要求も18番に盛り込まれています。

以上、18項目の助言をまとめさせていただいております。

なお、17番の2行目の一番右に、住民やという「や」がありますけれども、これはとっていただいていいと思います。

それでワーキンググループのメンバーでの議論の内容は確認させていただいています。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に原嶋委員からご指摘いただいた「や」をとって確定ということでよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、この助言についてもこれで確定させていただきます。

それでは、助言案についてはこれですべて終了ということになります。

あと今日はその他とスケジュールということですが、ちょっと今日は時間がないので議論はできないんですけれども、いずれ年次報告を出すということがありますよね。

○河添課長 助言委員会の中ではそのような規定は実はございませんが。

○村山委員長 ないですか。

○河添課長 審査会のほうではございましたけれども。

○村山委員長 わかりました。ただ、各個別の事業ではなくて、共通した課題が出てきていると思っています。これは先ほどのウガンダの事例もそうですけれども、他にも例えばスコーピングの段階でどういうふうな助言をすべきかどうかという議論もありますし、あるいはスコーピング表のつくり方そのものも案件ごとに違ったりするので、そういったところも少し時間があるときに議論したいと思っていますので、ぜひ委員の先生方でもお気づきの点があれば少し課題をためておいていただいて、また時間のあるときに議論させていただきたいと思っています。

ではあと他になれば、今日は今後のスケジュールですね。ワーキングのスケジュールも確定をすべきところがあるようですので、お願いいたします。

○河野課長 また裏面にいっていただいて、次回の全体会合でございますけれども、上から4つ目ですね、5月13日金曜日、本部で3時半から予定しております。

それと、もう1つ確定をしなければならないものがありまして、下から10個目ぐらいですけれども、6月10日金曜日、確認の5番ですね、ヨルダンの溪谷道路開発計画調査、最終報告書案でございます。これにつきましては担当委員の先生方はここに書いてありますとおり、柳先生、早瀬先生、二宮先生、高橋先生ということでございますけれども、この4名の先生のご都合は

これでいいかという話と、あとそれ以外にご希望される委員がいらっしゃればこの場でお願いしたいと思っております。

松下先生。田中先生。

○村山委員長 これでは6名。予定の4名の方はよろしいでしょうか。

○河野課長 では、6名の先生でお願いいたします。

あともう1点、事務連絡でございますけれども、お手持ちの資料の中に委員の名簿が入っているかと思います。それで、4月1日時点のものということでまたウェブのほうに公開したいと思うのですが、岡山先生、高橋先生につきましては所属先が一部変更になっているということでございまして、他の委員の先生方でもし変更がございましたら、この場でお願いいたします。

○岡山委員 すみません、私、特認のニンの字が違うんですけれども。任です。

○河野課長 失礼いたしました。

○早瀬委員 大学の教員組織が変わりまして、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科となります。

○河野課長 はい。

○村山委員長 他はよろしいでしょうか。

スケジュールはよろしいですか。

では、他に委員の方から何かありますでしょうか。

○田中委員 このスケジュールの5月18日のインドネシアの水力開発マスタープラン調査の説明ですね、概要説明はいつ、5月の全体会合で行われることになりますでしょうか。

○河野課長 これはもうスコーピングは終わってますので、改めて説明する……

○田中委員 なるほど。つまりこの最終報告書案の概要説明のようなことは行われませんか。

○河野課長 それは予定してないと思います。資料ももう配布させていただいて、ということになります。

○田中委員 なるほど。わかりました。

○村山委員長 他はよろしいでしょうか。

ないようでしたら、これで今日の助言委員会は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

午後 5時59分閉会